

琉球王国史の基礎的研究

高良, 倉吉

<https://doi.org/10.11501/3065585>

出版情報 : 九州大学, 1992, 博士 (文学), 論文博士
バージョン :
権利関係 :

- (16) 『伊波普猷全集』第四卷(一九七四年、平凡社)所収、五二四〜五二八頁。
- (17) 伊波普猷はまた庫理(庫裡)と同義語の「庫下」について詳細な分析を加えているが、本節のテーマとは直接関連しないので触れない。伊波「庫下最古の用例をめぐって——久米島のクワイニャの解釈——」(一九四一年、『沖繩考』所収、『伊波普猷全集』第四卷)。
- (18) 禅僧・禅宗の渡琉状況については葉貫磨哉「日本禅宗の琉球発展について」(『駒沢史学』第七号、一九五八年)参照。
- (19) 『歴史地理』第六卷一・二号、一九三五年、『伊波普猷全集』第九卷所収。
- (20) 拙著『新版・琉球の時代』第六章で尚真王期の特徴を若干指摘しておいた。
- (21) まとまった研究はないが、さしあたっては東恩納寛惇『校註羽地仕置』(一九五二年)解題を参照(『東恩納寛惇全集』第二卷、第一書房、二二三〜二三五頁)。
- (22) 仲原善忠「田名文書におどろく」(一九五八年、『仲原善忠全集』第二卷、沖繩タイムス社)、同「やらざ杜城の碑文」(一九六二年、『全集』第二卷)など参照。
- (23) 碑文に関しては沖繩県教育委員会『金石文——歴史資料調査報告書V』(一九八五年)を参照。
- (24) 本書第一章一節「古琉球研究の方法」参照。

二 古琉球的耕地区分の状況

近世の耕地区分状況

小野武夫編『近世地方経済史料』第十巻に収められている「島尻方取納座定手形」抜粋は、近世琉球における村レベルの耕地区分の形態を知るうえで恰好な記録であると同時に、古琉球的耕地区分の反映をそこに見ることができるといふ点においてもまた価値の高い史料といわなければならない。

本節では、これまで注目されることの少なかったその史料を手がかりに、琉球における近世的な耕地区分形態の原形になったと思われる古琉球の耕地区分の一面を辞令書を素材に考えてみたい。

雍正七年(一七二九)六月三日付で作成された「島尻方取納座定手形」はいわゆる重出米の元高として把握されたものようであるが、同史料中には摩文仁間切、喜屋武間切、久高島の分が抜粋されており、このうち全体的状況を理解しやすい喜屋武間切の耕地区分を表5に、また、表5に示した喜屋武間切の耕地区分を面的な概念図にして図5としてかかげた。

『琉球国由来記』(一七一三年)によると、喜屋武間切は喜屋武村、福地村、山城村、上里村、それに東辺名村の五村より成っていたが、「島尻方取納座定手形」では東辺名村を上里村にあわせ行政村として四村に把握されていたことがわかる。また、『由来記』によれば喜屋武間切には東辺名大屋子(地頭代)、中村渠大屋子、東江大屋子(以上

地は喜屋武村にあるが、夫地頭三員の役地は喜屋武村に一所、上里村に二所あって他二村には存在していない。以上の村掟、間切掟、首里大屋子、夫地頭の役地がいわゆるオエカ地である。

ノロクモイ（ノロともいう。神女のこと）は五人おり、それぞれの役地（ノロクモイ地）は村名を冠した各村に一所づつ存在したが、しかし、東辺名ノロクモイのみは東辺名村が行政村として上里村に合されているため、上里村に二所のノロクモイ地が存在する形となっている。五人のノロクモイは『由来記』にもそのままの名で登場するので、喜屋武間切の場合はノロクモイ数が自然村の数に一致していたことがわかる。

以上のオエカ地・ノロクモイ地に対して百姓地の場合は、周知のように地割の対象となる百姓の共有地であったが、ここで問題となるのは按司掛や里主所と称されているものの性格についてであろう。

喜屋武按司掛は山城村を除く三村にかかっているが、おそらくこれは特定された耕地の石高を指示するものではなく、知行的な形式でいわゆる按司地頭の所得となる分を意味するのであろう。三村にかけられた按司地頭の所得は計三六石八斗七升九合一勺五才であるが、要するに彼は間切内の村に特定された地頭地をもつのではなく、知行的な収取形式で自己の所得を得ていたように思われる。里主所のうち山城・福地・上里の三所はまぎれもなく脇地頭の作得地を指しているが、喜屋武里主所二所の場合はおそらく惣地頭の作得地であらう。つまり、二所の合計三六石七升七合八勺五才が惣地頭作得地の高と考えられる。両惣地頭（按司地頭・惣地頭）と脇地頭の所得・作得地を上記のように考えると、脇地頭作得地は各村にあるが、ただし惣地頭作得地のおかれた村には脇地頭作得地はなく、逆に上里村のように脇地頭作得地がありながら惣地頭作得地の一部をもつ場合があり、また、按司地頭は両地頭に比べると、その所得を特定された耕地によって指示されない特殊な形態をもっていたことがわかる。以上の理解は摩文仁間切の場合について見ても基本的に同様である。

表5 喜屋武間切の耕地区分と石高(畠方)

A	喜屋武按司掛	24.69824石
B	喜屋武按司掛	8.87192石
C	喜屋武按司掛	3.30899石
D	喜屋武里主所	31.48909石
E	喜屋武里主所	4.58876石
F	山城里主所	20.21217石
G	福地里主所	36.08539石
H	上里里主所	16.36746石
I	仲村大屋子	9.16718石
J	東辺名大屋子	8.76563石
K	東江大屋子	9.67789石
L	首里大屋子	7.98079石
M	西おきて	4.63173石
N	南風掟	4.24449石
O	大おきて	8.52191石
P	喜屋武掟	3.90164石
Q	山城掟	4.38192石
R	福地おきて	4.26167石
S	上里おきて	4.26811石
T	喜屋武のろくもい	8.44173石
U	山城のろくもい	3.47648石
V	福地のろくもい	3.54091石
W	上里のろくもい	7.43181石
X	東辺名のろくもい	3.36732石
①	百姓地(喜屋武村)	92.45918石
②	百姓地(山城村)	56.54524石
③	百姓地(福地村)	31.83730石
④	百姓地(上里村)	32.50164石

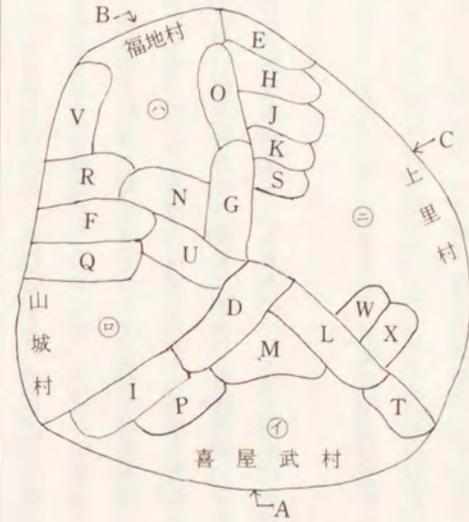


図5 耕地区分の概念

三員は夫地頭、首里大屋子、大掟、南風掟、西掟、福地掟、上里掟、山城掟、喜屋武掟などの地方役人のいたこともわかる。つまり、夫地頭クラス三人、そのうちの一人東辺名大屋子が間切筆頭の地方役人である地頭代の職を占め、首里大屋子と三人の間切掟、それに行政村として把握された四村に対応する四人の村掟により地方役人は構成されていた。いうまでもなく、このようなシステムは他間切と全く同様である。

さて、表5および図5を参照すると、四人の村掟の役地はそれぞれが管掌する村にあった。三人の間切掟の役地は、西掟が喜屋武村に、南風掟と大掟とともに福地村にあり他二村にはこれがない。首里大屋子の役

ノロクモイ地と里主所

さて、喜屋武間切における右述の近世的耕地区分の状況を、何故に古琉球における耕地区分を反映したものとみなしうるのだろうか。

まずノロクモイ地を例に考えると、古琉球において、ノロは国王の名で辞令書によって任命され、叙任にともなって役地（ノロクモイ地）が給賜せられていたことは周知の事実である。例えば、

しよ^りの^りの^りの^り

④ ミやきせんまぎりの

ぐしかわのろ又ちともニ

五十ぬぎちはたけ四おほそ

ぐしかわはる又によはばる又はまかわはる又はきはる

ともニ

もとののろのくわ

一人まかとうに

たまわり申候

⑤ しよりよりまかとうが方へまいる

万曆三十五年七月十五日

という辞令書を使って説明すると、今婦仁間切の具志川ノロの死去もしくは引退にともない、同職に万曆三十五年（一六〇七）七月十五日付で先代ノロの娘マカトウが「しより」（首里Ⅱ国王）の名において任命されたのである。この時マカトウは、母親が給賜されていたはずの五〇ヌキ（四オホソ）の畑を役地、すなわちノロクモイ地として改めて授けられる形をとっている。このノロクモイ地は、具志川原、伊野波原、浜川原、ホキ原という四つの原にまたがって存在していた。

ノロが神女といってもまぎれもなく一つの官職であったことは、右のように辞令書によって国王の名で任じられ、国王の名において役地を給された点に明らかであるが、ここで重要なことは、ノロクモイ地はノロ職に就任した女性個人に与えられるのではなく、ノロという役職に付帯して与えられる性質のものであったということだろう。その証拠に、母親が死去もしくは引退しても娘マカトウは自動的にその継承が認められるのではなく、国王の名においてノロ職への叙任を新たに確認され、それを前提にはじめて役地を安堵されるという非世襲的な原理がはたらいっている（高良『沖繩歴史論序説』〈三二書房〉Ⅲ論文参照）。ノロ職に付帯する役地、つまりノロクモイ地が、原名によって指示される特定耕地として存在した、という古琉球におけるこの状況を、先の喜屋武間切に五カ所にわたって存在したノロクモイ地の形態はそのままひきついでいるわけである。

次に里主所について見ると、いわゆる田名家文書には里主所の用例が多出するのであるが、たとえば、西原間切の天久の里主所を北の庫理の官舎に給賜したケース（嘉靖十五年Ⅱ一五三六）、真和志間切の儀間の金城の里主所を南風の庫理の天久の大屋子もいに給賜したケース（同二十四年Ⅱ一五四五）、真和志間切の儀間の里主所を南風の庫理の儀間金城の大屋子もいに給賜したケース（同三十年Ⅱ一五五一）、豊見城間切の大嶺の里主所を北の庫理の瀬底の

大屋子もいに給賜したケース（同三十九年一五六〇）、真和志間切の儀間の里主所を北の庫理の儀間の里主大屋子もいに給賜したケース（万曆二十一年一五九三）などの例が登場する。しかしこの例のみでは、里主所はたしかに国王の名において給賜される対象であることだけはわかりはするが、里主所の実態そのものについてはかならずしも判然としない。

そこで別の事例をさぐってみると、万曆二十年（一五九二）、十月三日付の玉城の大屋子あての辞令書が貴重な手がかりをひめていることがわかる。その辞令書では、今帰仁間切の与那嶺の里主所として六カリヤ（四九マシ）の田と一四〇ヌキ（七オホソ）の畑を記述し、以上に「よなみねの四五ぬきかないの大おきて」を添えて玉城の大屋子に国王の名において給賜している。しかも、里主所のうち六カリヤの田は諸喜田原、モクロチカワ原にあり、一四〇ヌキの畑はヤタウ原、ヒラノネ原、ハナ原、サキ原、ナカサコ原、オエ原にあると指示されている。里主所は、ここで明らかに原名によって指示される特定の耕地であることが明瞭である。念のために今一つの例をあげると、万曆十五年（一五八七）七月八日付の伊平屋の首里大屋子あての辞令書でも、伊平屋の仲田の里主所にさらに三オツカ五〇ツカの田を加えて五カリヤ三オツカ五〇ツカの田として首里大屋子に給賜すること、この田はイノエナ原、下原、コハ原、天城原、チャフケナ原にあると指示されており、ここでもやはり里主所は特定された耕地であることが明白なのである。

安良城盛昭は「古琉球の『さとぬしどころ』」（同氏『新・沖縄史論』〈沖縄タイムス社〉所収）と題する論文においてこの点を明確に指摘し、渡口真清の主張する里主所〓シマ説に決定的な批判を加えている。ここでは両氏の間でたまたかわされた論争を詳しく紹介する余裕はないので結論のみを解説しておく、渡口のいうように里主所をシマ（近世の村に相当）と解すると、里主所の所在を何故に原名により指示しなければならないのか、また、何故に里主所の地積をカリヤ・ヌキなどの単位で表示する必要があるのか、そしてまた、先の伊平屋の首里大屋子あて辞令書の伝えるように何故に従来の里主所に三オツカ五〇ツカの田を加えて五カリヤ三オツカ五〇ツカの田にすることができるとか、といった疑問に全く答えることができないのである。渡口は『近世の琉球』（法政大学出版局）で唱えた里主所〓シマ説に固執して「さとぬしどころとシマ」（『球陽研究』第一号）、「さとぬしどころとシマ（統）」（同第二号）、「安良城氏の『地頭地の起源』を読む」（同第四号）などにおいて自説の擁護につとめているのであるが、安良城への反論にもなっていないと同時に里主所〓シマ説の弁護にもなっていないと私は思う。

安良城の強調するように、里主所は原名で所在を指示されること、また、その大きさを丈量単位で表示されるなどの点から考えて、シマの中の特定された耕地を指すことはもはや疑う余地がない。そしてまた、同氏が「近世琉球の『地頭地』の起源」（『東恩納寛惇全集』付報一）で説得力をもって展開しているように、近世の地頭地はこの古琉球の里主所に起源をもつものなのであり、先の「島尻方取納座定手形」にも明記されているように、近世においてもまた里主所（〓地頭地）と称されていたのである。したがって、喜屋武間切における五カ所の里主所〓地頭地は、近世になってはじめて出現したものなどではなく、すでに古琉球において特定された耕地区分として存在したものの延長線にあるもの、といえるのである。

その他の耕地区分

ところで、ここで注目しなければならない点は、「島尻方取納座定手形」においては里主所〓地頭地をもつのは惣

地頭・脇地頭のみであり、夫地頭や首里大屋子に与えられている役地は里主所とは称されていないかったことである。これに対し、古琉球辞令書では大屋子もいをはじめ大屋子・首里大屋子も里主所を与えられているのであるが、この間の事情は一体どのように理解されるべきなのだろうか。

この問題は、辞令書の編成原理から系図的編成原理への転換、いかえると、古琉球的編成から近世的編成への移行にともなう身分制の編成替えを具体的に説明しなければ正確な答えは得られないのであるが、ここではさしあたって次の点のみを指摘しておきたいと思う。大づかみにいって、古琉球における按司は近世の按司に、古琉球の首里大屋子は近世の首里大屋子にそのまま系譜的につながっているが、古琉球の大屋子もいと大屋子は近世に入ると、すなわち大屋子もいは惣地頭と脇地頭に、大屋子は夫地頭にそれぞれ呼称が変化しているのである。先の「島尻方取納座定手形」に記載される喜屋武間切を例にとると、按司と首里大屋子は古琉球そのままの呼称であるが、五カ所の里主所をもつ惣地頭・脇地頭は古琉球の大屋子もいに、三人の「大屋子」は古琉球の大屋子にそれぞれ比定されることになる。いうまでもなく、近世の夫地頭が「大屋子」の肩書をもって称されることがあるのは、彼らが古琉球の大屋子に系譜をもつからにほかならない。

とすれば、古琉球においては、大屋子や首里大屋子も里主所の給賜にあずかれる身分だったが、近世になって彼らは里主所Ⅱ地頭地拝領資格から除外され、大屋子もいクラス（惣地頭・脇地頭）のみに限って里主所Ⅱ地頭地を給されるシステムに転換した、と結論づけることができるわけである。ここに、近世になって導入された地頭制の意義の一端が如実に表現されているように思われる。この意味で、喜屋武間切における三人の夫地頭Ⅱ「大屋子」および首里大屋子の役地（オエカ地）は、古琉球的な役地給与の基本を持続しながらも、彼らの地位の低下を反映した近世的表現、とみなすべきであろう。

なおここで注記しておきたいのは、古琉球において大屋子や首里大屋子に給される特定された耕地のすべてを里主所と称したと考えるべきなのか、それとも、彼らに給される役地は里主所とは別にあったが、同時にまた里主所の給賜を受ける場合もあったと考えるべきなのか、という論点の存在である。

私は『沖縄歴史論序説』所収の「古琉球辞令書とその形式」の中で、この論点に関連して、里主所は大屋子もいクラスの給地であり、玉城の大屋子や伊平屋の首里大屋子が里主所を給された場合には、彼らは里主所の存在するシマ名を冠して「よなみねの大やこもい」、「なかたの大やこもい」と称する身分になったはずだ、という主張をおこなった。この主張は現段階で確認される史料に基づいて再検証すると完全な誤認であり、ここで明記して訂正しておきたいと思う。

というのは、田名家文書で見ると、たしかに大屋子もいが里主所を給せられたケースが四例も登場するのであるが、しかし、玉城の大屋子や伊平屋の首里大屋子が里主所を明確に与えられている事実をこそ重視すべきなのである。「ものしましりのしよりの大やこまち」「しよりの大やこまきり」（万曆二十三年下地の大首里大屋子あて辞令書）という用例も登場はするが、しかしそれをもって里主所とは別の首里大屋子独自の役地の存在を想定することはまず不可能であり、さらにまた、大屋子独自の役地らしきものも全く登場してはこない。安良城が明言するように、里主所こそが「首里大屋子・大屋子に対して王府が給与した『職田』についての古琉球時代の呼称にはかならない」（『新・沖縄史論』一一〇頁）との結論を私もここで確認する。

さて、喜屋武間切における三人の間切掟（西掟・南風掟・大掟）のオエカ地に相当する古琉球の役地については、事例がほとんどなく、わずかに「よなみねの四十五ぬきかないの大おきて」（玉城の大屋子あて辞令書）をあげうる程度である。だが、間切行政の一環としてこの三職はすでに古琉球において設置されたものと思われるので、喜屋武間

切に見る近世の間切掟のオエカ地もまた古琉球に起源をもつものと理解してよいであろう。

そのことを暗示するかのように、喜屋武間切における四村の村掟の前身をなす古琉球のシマ掟については、たしかに役地(オエカ地)が給されていた。「中くすくのおきてのち」(万暦十四年浦崎目差あての辞令書)をはじめとして、万暦五年(一五七七)に北谷掟が一五〇ヌキ(三オホソ)の畑地を給されている例(北谷掟あて辞令書)、同十五年(一五八七)に読谷山掟が一定量(地積表示部分不明)の田地を給されている例(読谷山掟あて辞令書)があり、シマ掟もまた特定された耕地を受けており、その形式は近世の村掟とその役地にそのままひきつがれているのである。残る二つ、つまり百姓地と按司掛についてだが、まず百姓地の場合は伊波普猷がすでに『古琉球の政治』(『全集』〈平凡社〉第一巻)で指摘しているように、古琉球においては辞令書の中で真人地と称されているものに相当する。碑文の中にも一般民衆を真人と称する事例が見られるので、安良城も指摘するように百姓地の起源はたしかに古琉球の真人地に求められるのである。按司掛については手がかりらしきものはほとんどなく、辞令書の中にわずかに「くのかない」という用例が登場するのみである。ただ、古琉球における按司は大屋子もいのように特定された耕地¹¹里主所を給せられていたものではないらしく、間切¹²クニからカナイ(叶)の形式で所得を得ていたと想定されるので、按司掛のような所得形式もまた古琉球にその起源をもつものではないかと私は考えている。

以上に述べたように、喜屋武間切に見る近世的な耕地区分の形態は近世になってはじめて登場したのではなく、その原形はすでに古琉球において確立したものであった。耕地区分のしかた、所得・給地の方法、およびその受給者¹¹役職の設定というシステムの基本もまた古琉球においてすでに形成されていたのである。

古琉球において確立されたこのシステムは、近世において一定の編成替えがなされたのはたしかに事実であるが(その具体的分析は別稿を期したい)、しかし、にもかかわらずこのシステムは強靱であり、近世における耕地区分を決定的に規定するほどのものであった。このような強靱なシステムを確立したところに古琉球のもつ重みがあり、そこから古琉球の歴史的意義の問題がおのずから浮んでくるように思われる。

三 多良間島の辞令書とその背景

— 琉球社会における近世的転換の一端

親里家文書の内容

私が多良間島を訪れ、親里家所蔵の辞令書に初めて接したのは一九七四年五月のことであった。同島史料調査の概要を、私は「多良間の史料について」(『沖縄史料編集所紀要』創刊号、一九七六年三月)と題して発表したが、ただ迂潤ながら私は、その時点までまだこの辞令書のもつ史料の意義に気づいてはいなかった。数年後、当時沖縄大学教授として教鞭をとっていた安良城盛昭より辞令書の重要性に関して薫陶を受けることになり、おそまきながら私も集中的に勉強して、その成果の一端を論文「古琉球辞令書の形式について」(『沖縄史料編集所紀要』第3号、一九七八年三月)と題してまとめたのだが、その頃からあらためて多良間島の辞令書に着目するようになった。そこで、本節において、木を見て森を見ざる類の失態を演じた一〇余年前の我が史眼を越えるべく、多良間島の辞令書とその背景について改めて検討してみたいと考えた次第である。

多良間島の辞令書は四点あり、所蔵者名をとって、「親里家文書」(県指定文化財)と総称されている。^③ まずは、その原文を紹介することからはじめてみよう。

A 仲筋目差職叙任辞令書(一六三一年)

首里の□□□□

〔印〕大ミヤこまきりの

中すしめさしハ

一人いるいすしめさしに

〔印〕たまわり申候

崇禎四年九月二日

B 仲筋与人職叙任辞令書(一六四五年)

首里の御ミ事

〔印〕大宮古間切之

中すし与人ハ

一人なかすしめさしに

〔印〕たまわり申候

弘光元年八月十日

C 多良間首里大屋子職叙任辞令書(一六四七年)

首里の御ミ事

〔印〕大宮古間切之

たらまのしより大屋子ハ

一人中すし与人に

〔印〕たまわり申候

隆武三年八月廿八日

D 水納目差職叙任辞令書(一六五二年)

首里の御ミ事

〔印〕大宮古間切之

水納めさしハ

一人まさりに

〔印〕たまわり申候

順治九年十月九日

以上A～D四点が親里家文書のすべてで、各辞令書の上部左右二か所に押印されている印判は朱方印「首里之印」である。一覧して気づくと思うが、右四点の辞令書にはいくつの特徴がある。第一に、全体に平仮名を基調とした定型の表記形式が用いられていること。第二に年号に中国年号が使用されていること。第三に年号表示に干支紀年法が全く使われていないこと、などの点をまず確認することができる。内容を検討すると、さらに次の特徴点を見出すこともできよう。

Aの辞令書は崇禎四年(一六三二)九月二日付でイルイ(西井)筋目差の職にあったある人物を大宮古間切(宮古

地方全体の総称であると同時に同地方を単一の行政ブロックとする行政区画名)の仲筋目差職に任じたもの、Bの辞令書は弘光元年(一六四五)八月十日付で仲筋目差職にあったある人物を大宮古間切の仲筋与人職に任じたもの、Cの辞令書は隆武三年(一六四七)八月二十八日付で仲筋与人職にあったある人物を大宮古間切の多良間首里大屋子職に任じたもの、Dの辞令書は順治九年(一六五二)十月九日付でマサリなる人物を大宮古間切の水納目差職に任じたもの、である。ここに、登場するイルイ筋目差、仲筋目差、仲筋与人、多良間首里大屋子、水納目差の五職はすべてその当時多良間島の統治にかかわる役職であり、序列は首里大屋子、与人、目差の順である(いうまでもなく、多良間島は行政ブロック大宮古間切の一区であった)。

辞令書の内容を把握すると、AとDは大きく二つに区分できることが明らかである。すなわち、イルイ筋目差の職にあったある人物(名前不詳)は崇禎四年九月二日付で仲筋目差職へと転任し(A)、一三年後の弘光元年八月十日付で仲筋与人職へ昇任(B)、三年後の隆武三年八月二十八日付でさらに多良間首里大屋子へ昇任した(C)。Dの辞令書を賜ったマサリは無任の所から順治九年十月九日付で水納目差職に就任しているから、彼とAとCの辞令書を賜った人物とは全く別人である。したがって、AとDの辞令書は受給者から区分するとAとCとDに二分できることがわかる。これを第四の特徴としたい。さらに、右四点の辞令書が多良間島の親里家に伝わっていることから推定すると、AとCの辞令書を賜った人物とDの辞令書を賜ったマサリとは近親関係にあり、さらにいえば、Cの辞令書である人物が多良間統治の頂点多良間首里大屋子に登った五年後にマサリが水納目差に就任している点から考えて、両者は父子の間柄にあったと思われる。この推定を第五の特徴点としてあげておこう。そして第六に、右の第五とも関連するのだが、AとCの辞令書を賜った人物、Dの辞令書を賜ったマサリ兩名は多良間の人であるから、右四点の辞令書が発給された十七世紀三〇～五〇年代においては多良間島の人自身が多良間島統治の要職である首里大屋子、与人、

目差の職に就く慣例・制度が厳然と存在していたこともわかる。

辞令書形式上の位置

さて、右述の六点におよぶ特徴を今一步踏み込んで吟味し、多良間島の四点の辞令書を包む背景について論を進めてみたい。

第一～三点として指摘したこと、すなわち、全体に平仮名を基調とした定型の表記形式が用いられていること、年号に中国年号が使用されていること、年号表示に干支紀年法が全く使われていないこと、をどう考えるべきだろうか。「古琉球辞令書の形式について」の中で私は、琉球の辞令書は表記形式の点から「古琉球辞令書」と「近世琉球辞令書」に二大別でき、両者の中間に古琉球辞令書から近世琉球辞令書への転換のプロセスを示す過渡期の辞令書が存在することを指摘した。古琉球辞令書と近世琉球辞令書の相違が表記上いかに際立っているか、それは次の例示を見ればすぐに了解できると思う。

E 天久里主所給賜辞令書(一五三六年)

しよりの御事

☐にしはらまぎりの

あめくのさとぬしところハ

にしのおおりの

一人くわんしやに

〔回〕たまわり申候

しよりよりくわんしやか方へまいる

嘉靖十五年五月十三日

F 儀間里主所給賜辞令書（一六七一年）

首里之御詔

〔回〕眞和志間切

儀間里主所者

〔回〕儀間筑登之親雲上給之

康熙十年辛亥正月十七日

Eは古琉球辞令書の典型的なタイプで、嘉靖十五年（一五三六）五月十三日付で北の庫理の官舎職にあった人物に西原間切の天久里主所を給賜したものである。Fは近世琉球辞令書の典型で、康熙十年（一六七一）一月十七日付で儀間筑登之親雲上に儀間里主所を給賜したものである。上部左右の印形はA〜D同様朱方印「首里之印」であるが（E・Fとも沖縄県立博物館寄託）、EとFを対照すると明らかのように、まず①Eにみられる「しよりよりくわんしやか方へまいる」という限定句がFでは欠落していること、②Eの平仮名表記に対してFは完全に漢字表記となっていること、③Eに見られる「一人」なる限定句がFでは欠落していること、④Eでは干支が用いられていないのに対しFでは干支が用いられていること、などの相違点がある。このように、古琉球辞令書と近世琉球辞令書との間には表記形式上大きな隔りが存在するのである。

右のE、F両者と多良間島のA〜Dの辞令書とを対照すると、まず、①A〜Dが全体に平仮名表記を基調とするとはいっても、Eに比べると漢字表記が目立ち、逆にFに比べると平仮名表記が目立つという点でA〜DはE、Fの中間に位置することがわかる。②「一人」なる限定句の使用および干支を用いない点でA〜DはEの古琉球辞令書に近く、「しよりより〇〇〇か方へまいる」という限定句を欠落している点でA〜DはFの近世琉球辞令書に近い。つまり、表記形式からいえば、多良間島の四点の辞令書は、古琉球辞令書および近世琉球辞令書それぞれの性格を有しつつも、そのどちらにも特定されない中間型であることがわかる。

このような中間型の辞令書は、島津侵入事件（一六〇九年）を契機に発生し、一六六〇年代に近世琉球辞令書が出現するまでの半世紀余にわたって登場すること、同時にまた、この中間型の辞令書は、古琉球辞令書から近世琉球辞令書へと継起的に変遷する辞令書の歴史の中で「過渡期辞令書」と把握できることなどの点を私は「古琉球辞令書の形式について」の中で指摘したが、一六三〇〜五〇年代に発給された先の多良間島の四点の辞令書こそはまさしく右の過渡期辞令書の典型的な事例に属するのである。

過渡期辞令書として現存するのは、右の多良間島の四点の辞令書のほかになお一三点確認できるのであるが、立論の都合上、そのすべてを左に紹介しておくことにしよう（押印は朱方印「首里之印」）。

G 謝花掟職叙任辞令書（一六一二年）

しよりの御ミ

〔印〕みやきせんま

ちやはなのおき

ミのへはんの

印くたされ候

万曆四十年十二月八日^印

H 屋嘉ノロ職叙任辞令書(一六二五年)

首里の御事

印はねしまぎりの

屋かのろハ

もとのろのうまか

一人おとうに

印たまわり申候

天啓五年四月廿日^天

I 新本目差職叙任辞令書(一六二六年)

首里の御事

印屋へままぎりの

あらぬとめさしハ

一人あらぬとのちくに

印たまわり申候

天啓六年八月二十八日

J 儀間村知行高三〇石給賜辞令書(一六二七年)

首里の御事

印真和志間切きま村より

知行高三拾石ハ

南風のこおりの

一人きまの大やくもいに

印給申候

天啓七年六月廿二日

K 仕上世奉行職叙任辞令書(一六二八年)

首里の御事

印仕上世奉行ハ

にしのこおりの

一人儀間の里之子大やくもいに

印たまわり申候

天啓八年四月二十八日

L 儀間村知行高三〇石給賜辞令書(一六三一年)

首里の御事

印真和志間切きま村より

知行高三拾石ハ

はるのおりの
一人さまの里之子親雲上に

印 たまわり申候

崇禎四年十二月廿五日

M 勢遣富引の里主部家来赤頭の筑殿職叙任辞令書（一六三四年）

首里の御事

印 勢遣富か引の里主部

家来赤頭の

筑殿ハ

一人さま之子に

印 たまわり申候

崇禎七年八月八日

N 渡名喜島首里大屋子職叙任辞令書（年代不明）

首里の御事

印 となき島之

しよりの大屋子ハ

□□もなみに

印 たまわり申候

□□□□□廿一日

O 中城ノロ職叙任辞令書（一六五二年）

首里の御み事

印 今帰仁間切之

中城のろハ

前のろノ子

一人か那に

印 たまわり申候

隆武八年二月五日

P 恩納ノロ職叙任辞令書（一六五八年）

首里の御み事

印 金武間切の

おんなのろハ

本のろ之子

一人ませに

印 たまわり申候

順治十五年七月廿八日

Q 渡名喜島大屋子職叙任辞令書（一六五九年）

以上の一三三に多良間島の四点を加えた一七点が現存する過渡期辞令書のすべてである(ただし、今後発掘される可能性はまだ残されてはいるが)。

一七点の過渡期辞令書を表6に集計してみたが、その一覧表と各辞令書本文とを検討すると、以下の特徴点を見出すことができる。まず第一に、限定句「しよりより○○か方へまいる」はすでに謝花掟職叙任辞令書(G、一六一二年)になく、以後に発給された他の一六の辞令書においてもまた記載されていないので、この限定句の有無は過渡期辞令書と古琉球辞令書とを区

表6 現存過渡期辞令書一覧

記号	年号	給与内容	受給者
G	万曆40	今帰仁間切の謝花掟職	巳日番の□
H	天啓5	羽地間切の屋嘉ノロ職	元のノロの孫オトウ
I	6	八重山間切の新本目差職	新本の筑
J	7	真和志間切儀間村より知行高30石	南風の庫理の儀間の大屋子もい
K	8	仕上世奉行職	北の庫理の里之子大屋子もい
A	崇禎4	大宮古間切の仲筋目差職	イルイ筋目差
L	4	真和志間切儀間村より知行高30石	南風の庫理の儀間の里之子親雲上
M	7	勢高富引の里主部家来赤頭の筑殿職	儀間子
N	□	渡名喜島首里大屋子職	モナミ
B	弘光1	大宮古間切の仲筋与人職	仲筋目差
C	隆武3	大宮古間切の多良間首里大屋子職	仲筋与人
O	8	今帰仁間切の中城ノロ職	前のノロの子
D	順治9	大宮古間切の水納目差職	マサリ
P	15	金武間切の恩納ノロ職	本のノロの子マゼニ
Q	16	渡名喜島の大屋子職	首里大屋子
R	17	勢高富引の里主部家来赤頭の筑殿職	儀間子
S	18	中城間切のヨキヤノロ職	本のノロの姪マフン

注) □チェック体は多良間島の分。記号は本節における区別表示アルファベット。配列は年代順とした。

首里の御み事

○渡名喜島之

大屋子ハ

一人しよりの□^{大屋子}□□□

○たまわり申候

□治拾六年己亥六月十五日

R 勢高富引の里主部家来赤頭の筑殿職叙任辞令書(一六六〇年)

首里の御み事

○勢高富か引之

里主部家来赤頭之

ちくとのハ

一人儀間しに

○たまわり申候

順治十七年庚子十二月十五日

S ヨキヤノロ職叙任辞令書(一六六一年)

首里の御み事

○中城間切の

よきやのろハ

本のろの姪

一人まふしに

○たまわり申候

順治十八年辛丑正月十三日

別する形式上のポイントである点が了解できる。第二に、Q（一六五九年）、R（一六六〇年）、S（一六六一年）には干支が用いられているにもかかわらず、それ以前のG（一六一二年）〜P（一六五八年）には干支がそう入されていない。このことから、干支のそう入はQの示すように一六五九年からはじまり、やがて近世琉球辞令書にそのまま受け継がれていったと推定できる（多良間島の四点の辞令書はそれ以前の発給なので、当然干支は入っていない）。第三に、J（一六二七年）、L（一六三二年）には石高表示が登場しているのだが、これはカリヤ・マシ制、ヌキ・オホソ制で表示されてきた古琉球辞令書と際立った相違点となっている。第四に、限定句「一人」はG〜S一七点すべての辞令書で用いられており、この面で古琉球辞令書と連続し、「一人」を欠く近世琉球辞令書との間で大きな区別が存在する。第五に、先述したように古琉球辞令書に比べると漢字表記が目立つものの、逆に近世琉球辞令書に比べると平仮名表記が目立つ、という過渡期辞令書の折衷的性格はG〜S全体に認められる。

このように全体的に観察すると、多良間島の四点の辞令書は、古琉球辞令書と近世琉球辞令書の中間に位置する過渡期辞令書の中に、みずからの位置を占めていることをあらためて確認することができると思う。

ところで、多良間島の辞令書四点に中国年号が使用されている点だが、この特徴は、別段多良間島の辞令書に限ったことではなく、琉球におけるすべての辞令書（古琉球辞令書、過渡期辞令書、近世琉球辞令書）に共通する特徴の一つである。その理由は明白で、琉球国王が中国皇帝の冊封を受けその権威に服している外交形式上の故である。中国年号は外交文書、行政文書、系図家譜、金石文などあらゆる琉球の文書で用いられており、辞令書の場合もまたその慣例に従っているだけの事である。ここで注目していただきたいのは、とくに過渡期辞令書の一部にみられる中国年号の混乱ぶりであろう。たとえば、多良間島の辞令書のうちBは「弘光元年」（一六四五）、Cは「隆武三年」（一六四七）という年号を用いている。それ以外の過渡期辞令書の中では●が「隆武八年」（一六五二）という年号を用いていることがわかる。

周知のように中国では、一三六八年に建国され二七〇年余にわたって中国全土に君臨してきたところの明朝が一六四四年（崇禎十七）に滅び、かわって清朝が同年（順治元）に建国された。しかし、明の「遺臣」たちは征服国家清朝に抵抗し、いわゆる南明政権を樹立したため中国における政情の不安定は去らなかつた（明清交替期）。弘光は南明政権福王の年号、隆武は同唐王の用いた年号である。しかも、隆武は元年のみ用いられたにすぎないので、CやOのいうように隆武三年、同八年という用いかたははなはだ奇妙といわなければならない。表6にもとづいて説明すると、G〜M（Nは損欠により不明）の辞令書に用いられている万曆、天啓、崇禎はいずれも明朝の年号、D〜Sで用いられている順治は清朝の年号である。この明朝、清朝の年号の間にB〜Oの弘光、隆武という南明政権の年号が入っていることになるのである。

すでにお気づきのように、右の事態は次に述べる事実を反映している。一三七二年以後明朝との間に冊封・進貢関係を維持してきた琉球王国は、中国における明清交替に際してもしばらくは南明政権との間に冊封・進貢関係を継続し、やがて南明政権の弱体化にともなって新しい覇者である清朝との間に冊封・進貢関係を結ぶようになった。B〜Oの弘光、隆武年号使用期は、中国における右の動勢を見きわめながら南明政権と暫定的に伝統的な冊封・進貢関係を継続した時期に相当する。しかし、この間中国の国土・沿岸における治安の乱れから琉球の進貢使船の中国渡航は困難をきわめ、中国の内情を正確に把握する機会は遠のいていたわけだが、この点が隆武三年、隆武八年という奇妙な年号使用につながっているのである。このように、過渡期辞令書、なかんずくB〜Oの三点の辞令書は、明清交替とそれに対応した琉球王国の対中国外交事情の臨場感を伝える史料としても興味ぶかい問題を含んでいるのである。

表7 近世琉球辞令書の発給状況

給与内容	事例数
里主所の下賜(地頭叙任含む)	19
大屋子(夫地頭)の叙任	5
奉行職の叙任	1
頭職の叙任	18
中議大夫職の叙任	1
正議大夫職の叙任	1
知行高の下賜	1
三司官職の叙任	1
太阿母職の叙任	2

注) 「辞令書等古文書調査報告書」より作成。
ただし、近世琉球辞令書のすべてではない。

周知のように、琉球における近世的改革の最大の立役者であった向象賢(羽地朝秀)は康熙五年(一六六六)十一月王国最高の政治ポストである摂政の地位に就任し、同十二年(一六七三)十一月退職するまでの七年間国政に敏腕をふるうのであるが、過渡期辞令書と近世琉球辞令書に一線を画すとみられる一六六七年がこの向象賢摂政就任直後の時点に当る点に着目したい。

向象賢摂政期の施策を伝える『羽地仕置』には右の問題を解く直接の手がかりは含まれていないが、しかしながら問題のカギは古琉球の伝統の見直し、近世的政治路線の確立を画策した彼の施策体系^⑤ 向象賢路線の中にあるとみられるので、その検討はいずれ別稿においておこないたい。ただ、ここで一つだけ指摘しておきたいのは、彼の施策において一貫しているところの身分・役職・位階の序列化であろう。たとえば、「若里之子座之儀、当若里之子・勢頭・筑登

受給者の限定と役人制度の転換

さて、多良間島の四点の辞令書および同辞令書の位置する過渡期辞令書の形式上の問題についてやや詳しく検討してきたが、次に角度を変えて一步内容上の問題点にわけ入ってみることにしよう。

琉球の辞令書の変遷史の中で、実は、最も興味ぶかい変化の一つは受給者の範囲が近世琉球辞令書の段階に至って著しく限定されたことであろう。『球陽』巻六、尚質王二十年(一六六七)の条は「往昔の世、貴賤重軽を論ぜず、官職を授賜するに、則ち御朱印を以てす。今年改定して、金奉行・貝摺奉行・螺赤頭奉行・勢頭・筑登之・諸蔵役人・親見世役人・問役・唐主部・久米村掟・那覇大筆者・脇筆者・諸部酋長・掟・日差・祝女・三平作事掟・太平山、八重山脇首里大屋子・栄良比等は、官職を授くと雖も、御朱印を授けず、高官・重職に擢んづれば、則ち此の印を賜ふ」と述べる。右の記事によれば、往昔よりこの年(一六六七年)までは貴賤重軽を論ぜず官職を授賜する際に御朱印^⑥ 辞令書を発給する慣例となっていたが、この年より改定して軽職・下官の任職には辞令書を発給せず、重職・高官の職にのみ辞令書を与えるようにした、という。この記事を裏づけるかのように、近世琉球辞令書では発給範囲に一大変化が起こっている。

表7は近世琉球辞令書の発給状況を見るために作成したものであるが、一覽して了解できるように重職・高官のみしかあがっていない。まず、里主所や知行高を給せられる地頭クラス、王府行政機構では三司官・奉行および久米村の正議大夫・中議大夫クラス、地方行政機構では両先島の頭、各間切の夫地頭クラス、神女では大阿母クラスしか見

表8 明治16年1月1日現在の多良間島人口状況（「沖繩県統計書」より作成）

	人口			戸数			士族						平民					
	男	女	計	戸	平均	民家	戸主			家族			戸主			家族		
							男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
多良間島	1,306人	1,444人	2,750人	473戸	5.81人	473軒	243人	9人	252人	431人	802人	1,233人	210人	11人	221人	422人	622人	1,044人
水納島	71	80	151	26	5.80	26	0	0	0	0	0	0	26	0	26	45	80	125
合計	1,377	1,524	2,901	499	-	499	243	9	252	431	802	1,233	236	11	247	467	702	1,169

多良間島は近世琉球において特異な身分制的状況をもつ島として知られている。系図をもつ身分を士族系持、もたない身分を百姓無系とした琉球独自の士農分離身分制下にあつて、多良間島のみが人口の過半を士身分として設定されていたのである。表8をご覧いただきたい。明治十六年（一八八三）一月一日現在の多良間島（水納島を含む）の人口状況を示したものが、それによると総人口に占める士族の構成比は五一・二％、戸数で見ても五〇・五％、つまり島民の過半は士族であったことがわかる。士族のいない水納島を除いて多良間島のみについて計算すると、総人口に対して五四・〇％、戸数で五三・三％であり、士族構成比はさらに高くなる。こうした特異性をもつ多良間島には、当然のことながら土原姓、向裔姓、浦渡姓など島独自の士身分の二門姓族とその系図が存在する。多良間島の代表的な姓族に土原姓があり、この姓族はアカハチ・ホンガワラの乱（一五〇〇年）の際に功があり「多良間島主」になったという「土原豊見親春源」を祖とする。二代目「多良間首里大屋子春図」、三代目「多良間首里大屋子春信」までの履歴ははっきりしないが、『土原氏家譜』正統から推察するかぎりでは、多良間島主多良間首里大屋の地位を継承してきた模様である。四代以後十代までは表9にその任職の状況を整理したが、一覽して興味ぶかい問題点が浮びあがってくる。第一に、四世春村、五世春暄兩名の記事は御朱印辞令書にもとづいており、四世春村の賜った分は古琉球辞令書、五世春暄が賜った三点は過渡期辞令書である。つまり、目差、与人、首里大屋子の各職に対して辞令書が発給されていた時代の産物である（残念ながら春村、春暄の受けた四点の辞令

之と申候て、若里之子は筑登之座敷より位上ニて候処、下座仕候儀、不可然候間、比節より、筑登之たより上座ニ召成候事」（句読点引用者、変体仮名は平仮名に改めた。以下同じ）とあるように、王府内での序列にもなる着座の規程を明確にしよとした施策もその一つである。あるいはまた、「普代筋目之衆ハ、諸間切衆中或ハ新参之衆、此中同位ハ歳次第座仕候得共、此節より相改、普代筋目之衆ハ可為座上候。其外、細工上り、町上り、田舎衆中、又内上りは歳次第座可仕候。附、諸人筋目之儀、公儀然と不相知候間、各系図仕可被差出候」とあるように、諸代筋目の序列上の優位を強調し、筋目を明確化するために系図の作成・提示を求めたこともその一例といえよう。ようするに、身分・役職・位階上の序列を明らかにし、序列に応じた規定を設定しようとした向象賢路線と、身分・役職・位階の序列に関係なくいかなる任職にも辞令書を与えた過渡期辞令書までの段階とが対立し、前者が後者を駆逐するところに過渡期辞令書と近世琉球辞令書を区切る論理を見る、との結論だけをここでは確認するにとどめておこう。

さて、右に述べたような背景を理解すれば、多良間島の四点の辞令書は首里大屋子、与人、目差各職の叙任にともなって発給された最後段階の辞令書に相当し、それ以後はそのような役職の任職にともなる辞令書は当の多良間島でも沖繩全体でも見出すことはない、という結論を得ることができよう。事実、その結論を裏づけるかのようには、残存する近世琉球辞令書の中に首里大屋子、与人、目差の各職への叙任を伝える事例を見つけることはできないのである（表7参照）。ここに至つて、多良間島の辞令書をめぐると問題点の検討も終止符が打たれるべきところであるが、しかし、今一つだけなお吟味すべき課題が残されている。

私は、多良間島の四点の辞令書は、十七世紀三〇〜五〇年代に多良間島の人自身が多良間島統治の要職である首里大屋子、与人、目差の職に就く慣例・制度が厳然と存在したことを教えている、と先に指摘しておいた。この問題について若干の検討を加えておかなければならないと思う。

「八重山島年来記」によると、康熙十七年（一六七八）恩納親方仕置の際「諸地頭目差暖村一代仕候得へ、遠所之地頭不勝手有之候付、三年替仕、六月ニ更相被御定候」、¹¹という。つまり、諸地頭（首里大屋子・与人のこと）・目差など暖役人が「終身制」から「三年交替制」へと大きく転換したのである。この施策を証明するかのように、宮古全体の現存する系図・家譜類を通覧すると、多良間島の暖役人四職、すなわち多良間首里大屋子、塩川与人、多良間目差、水納目差の職に多良間以外の士の任職例がおびただしく登場してくる。このことから、多良間島の暖役人四職は、一六七八年を契機に宮古全体の暖役人三年交替制にとって単なるローテーション・ポストの一つにすぎなくなっただことがわかる。したがって、終身制時代には多良間島の人々が自動的に任職されるはずのポストだったにもかかわらず、三年交替時代に入ると他所（とくに蔵元の置かれた宮古三箇）の士たちのローテーション・ポストに性格が変化した。土原姓の五世春暄と六世春穩の間に横たわるギャップは、右に述べたような事情の反映であり、八世春倫、十世春清が他所の役人に任職されたのも右の事情の証左なのである。この事情からいえば、多良間島のA-Dの四つの辞令書は、多良間島の人々が多良間統治の要職に自動的に任職されていた終身制時代の最後段階の証拠の一つでもある、ということができよう。

表9 土原姓の任職状況（4世～10世）

人名	任職
4世 春村 (1538～1608)	・1567年8月10日多良間首里大屋子(御朱印)
5世 春暄 (1587～1663)	・1612年9月18日多良間目差(御朱印) ・1655年7月1日塩川与人(御朱印) ・1659年8月11日多良間首里大屋子(御朱印)
6世 春穩 (1634～1700)	・1692年赤八巻
7世 春遊 (1637～1700)	・1692年赤八巻 ・1700～02年宮古島耕作当 ・1713年筑登之座敷
8世 春倫 (1668～1761)	・1712年赤八巻 ・1744～46年芭蕉当 ・1747年東仲宗根目差 ・1748年水納目差 ・1750年佐和田目差 ・1754年国仲与人 ・1756年塩川与人
9世 春猶 (1723～55)	
10世 春清 (1727～75)	・1758年杣山仮筆者 ・1761年西里村耕作筆者

注) 「平良市史」第3巻資料編1より作成。

春清は耕作当、耕作筆者とまりでしかない。第三は、八世春倫が東仲宗根目差、佐和田目差、国仲与人に、十世春清が西里村耕作筆者になっている例に見られるように、多良間島の士が宮古島・伊良部島の役人になる事態が登場している点である。つまり、在所と任地の垂離が起こっている点に注目したい。

右の第一の点についてはすでに論じておいたので再説を要しないと思うが、第二、第三の点については若干のコメントが必要と思われる。なぜなら、右二点の状況は多良間島の今一つの有力な氏族である向裔姓などについても全く同様に認められる一般的傾向であり、何故にこうした事態が登場してきたのか、当然検討されてしかるべきだからである。

書は現存しない。第二に任職の状況を見ると、五世春暄と六世春穩の間に深いギャップのあることがわかる。つまり、春暄までは多良間首里大屋子の職に就いているものの、春穩以後は多良間首里大屋子になつた者がなく、わずかに八世春倫が塩川与人の地位に就いた点が目をひく程度である。六世春穩、九世春猶に至っては全く役職を与えられてなく、七世春遊、十世

若干の総括

以上、多良間島の四点の辞令書とその背景について吟味してきたのであるが、最後に要点のみをかいつまんで整理しておこう。

- ① 多良間島の辞令書四点はA、B、Cがある特定の人物に与えられた一連のもの、Dがマサリに与えられたものであり、この両者は父子と推測されること。
- ② 多良間島の辞令書は形式上、古琉球辞令書と近世琉球辞令書の間位置する過渡期辞令書の中に含まれること。
- ③ 多良間島の辞令書B、Cは明清交替期の混乱を反映した年号をもつ数少ない事例の一つであること。
- ④ 過渡期辞令書と近世琉球辞令書を画する契機は受給者の限定であり、年代としては一六六七年であるとみられること。
- ⑤ 受給者の限定は向象賢路線、なかんずくその身分・役職・位階の序列化政策に起因するとみられること。
- ⑥ 多良間島の辞令書は右の受給者の限定により、以後は辞令書を受けなくなる首里大屋子、与人、目差各職の直前の姿を伝えるものであること。
- ⑦ 一六七八年の暖役人終身制から三年交替制への転換にともない、多良間首里大屋子以下の多良間島の暖役人は宮古全体のローテーション・ポストの一つにすぎなくなり、多良間島の人が同島の暖役人に自動的に任職されること。

時代は終止符を打たれたこと。

- ⑧ ⑦により、多良間島の辞令書は、多良間島の人が同島の暖役人に自動的に任職されていた終身制時代の最後段階を伝える史料と位置づけられること。

以上が本節の要点であるが、念のために補足すると、多良間島から今後新たに辞令書が発見されると仮定した場合、それは古琉球辞令書もしくは過渡期辞令書のいずれかであり、近世琉球辞令書が見つかるということは論理的にないことである。

最後に今一点だけコメントしておきたい問題がある。それはB、Cの辞令書に登場する仲筋与人、Aの辞令書に登場する仲筋目差、イルイ筋目差に関する疑問である。近世の多良間島の暖役人は、たとえば『琉球国由来記』巻二（一七二三年）が記すように、多良間首里大屋子、塩川与人、多良間目差、水納目差の四職であり、各史料にしばしば「四人」と略称されている。このうち多良間首里大屋子はCの辞令書に、水納目差はDの辞令書にその名称が登場し暖役人と一致するものの、仲筋与人、仲筋目差、イルイ筋目差の三職は暖役人名と一致していない。この問題をどう解決するか、いずれ別の機会に検討したいと考えているが、その場合アブローチの方法としては、呼称の変化があったかどうか、暖役人の再編がおこなわれたかどうか、が焦点になるであろう。とくに後者は、行政単位としての古琉球以来のシマ制度が近世に入って村制度に転換した際、行政単位としてのシマがいかに再編されたか、同時にまた、それともなって役人制度がどのように再編されたかが究明されなければ結論は得られないと思う。というのは、首里大屋子職は古琉球以来間切もしくは間切に準ずる島などの行政範囲に一人づつ設置される原則があるので、多良間首里大屋子職が古琉球として近世においても存続する理由はひとまずうなづけるのである。問題は与人、目差の冠頭に用いられる仲筋、イルイ筋、水納（A、B、Dの辞令書参照）で、これらはいずれもシマ名であろう。したがって、近世の

ある時期（十七世紀後半頃）から多良間島が仲筋村、塩川村、水納村の三村構成となり、それに対して上記の多良間首里大屋子以下四人の噺役人体制が設置された時、その変化を根底において規定する問題は、多良間島においてシマから村への編成替えがいかなる形でおこなわれたか、にあるといえるからである。今後じっくり検討したいテーマの一つと考えている。

〔註〕

(1) 安良城盛昭の辞令書研究の一端は同氏著『新・沖縄史論』（一九八〇年七月、沖縄タイムス社）所収の第一部第二論文、第二部第一論文に示されている。

(2) 後に「古琉球辞令書とその形式」と改題して拙著『沖縄歴史論序説』（一九八〇年十一月、三一書房）に第一部Ⅲ論文として収録。

(3) 親里家文書の全文は沖縄県教育委員会『辞令書等古文書調査報告書』（一九七九年三月）、『平良市史』第三巻資料編Ⅰ（一九八一年一月）などに紹介されている。なお、前者は残存する全辞令書の写真を掲げており、辞令書研究のテキストとして便利である。本節もこれらの恩恵に浴している点を付記しておきたい。

(4) 明清交替期の琉球・日本の対中国関係については石原道博『明末清初日本乞師の研究』（一九四五年十一月、富山房）という古典的研究がある。なお、明清交替期の琉球王国における年号混乱は王家の墓陵玉殿内の石厨子にも見出せる（本書第三章「玉御殿の石厨子銘書について」参照）。

(5) 球陽研究会編『球陽』読み下し編（一九七四年三月、角川書店）二〇一～二〇二頁参照。

(6) 向象賢路線の基本像については本書第五章一節「ユタ禁庄の前提―古琉球否定策の登場」参照。

(7) 沖縄史料編集所編『沖縄県史料』前近代Ⅰ（一九八一年三月）一〇頁参照。

(8) 同右、三二二頁参照。

(9) 土原豊見親春源が就任したポストを漢文史料は「多良間島主」と表現しているが、尚真王期の治世の特質から見ると多良間首里大屋子のことであろうと思われる。

(10) 前掲『平良市史』第三巻資料編Ⅰに収録されている。

(11) 前掲『沖縄県史料』前近代Ⅰ、二八四頁。

(12) そのほとんどは前掲『平良市史』第三巻資料編Ⅰに収められている。

付論Ⅰ・古琉球の終焉とノロ辞令書

一六六六年から七三年までの七年間、摂政として琉球王国の国政に敏腕をふるった向象賢しやうしやうけんの政治について、従来唱えられてきた評価とは異なる視点から再検討してみたい、というのがここ数年来、私がいただきつづけてきたテーマの一つである。『羽地仕置』を除いてはこれといった史料がなく、当初から困難は予想していたものの、テーマのひめる魅力に負けてしまい、首をつっこむ羽目となった次第であった。

向象賢の政治は、琉球歴史の上で古琉球と近世琉球の結節点、転換点をなしているのを見ることができるといえる。いいかえれば、古琉球よりつづいた政治や社会の体質をいかに近世的な体質へと転換させるかという重要な当面する課題に取

り組んだものが、向象賢のおこなった政治の本質であり歴史的意義である。この実感は、向象賢以後の近世史料をひもとくたびに痛感した点で、彼の政治を明確に把握しないかぎり近世琉球を全体として語ることはできないのではないかとまで思うようになった。

たとえば、近世史料に頻出する固有信仰・祭祀の規制、合理化の問題を例にとると、この仕掛人は実は向象賢だったのである。『羽地仕置』の中で彼は、第一に、神女層が政治や行政にたとえ儀礼的にであれ関与してきた従来の慣例を否定し、神女層を政治や行政から切り離すことを企図している。第二に、固有信仰・祭祀のもつ迷妄を批判し、煩瑣な儀礼を合理化して、これにかわる儒教的な価値観の育成に努めている。第三に、固有信仰・祭祀が幅をきかせている現況が社会のもつべき生産性を著しく阻害している点を批判し、その克服によって生産性をいかに向上させるかに腐心している。この三つの点は、向象賢以後の首里王府宗教対策の基本をなしており、そのことを証明するおびただしい史料がすでに知られている。ことに第二、第三の点については、現存する近世期の祭祀関係史料のすべてがそれを裏書きしているといっても決して過言ではない。

いうまでもなく、固有信仰・祭祀への規制、合理化もまた向象賢政治における古琉球から近世琉球への転換を画策する事業の一環にはかならないのであるが、さて、ここではそのことを典型的に示すと思われる事例を一つだけ紹介しておきたいと思う。

古琉球の時期には、ノロ（地方に配置された神女）は国王の名においてノロ職に叙任され、その証として辞令書を例外なしに支給されていた。たとえば、ノロ職にあった母親が死去し、その跡を娘が受け継ぐ場合でも、その娘に対して国王名の辞令書があらたに発給されることになっていた。実は、ここには、ノロ職に関する世襲制の原理は働いてはおらず、たとえ母から娘への継受がおこなわれたにしても、あらたにノロ職を得る者は辞令書によって国王の名

で認知されねばならないという古琉球の叙任原理が働いていたのである。辞令書に即して考えると、母親が受けた辞令書は母親の死去とともに効力を失うのであり、娘に対しては全く別のあらたな効力を有する辞令書が必要だった、という事情がある。たとえば、

しよりの（印）

④ ミヤきせんまきりの

くしかわのろ又ちとも（印）

五十ぬきはたけ四おほそ

くしかわはる又によははる又はまかわは（印）

又ほきはるとも（印）

もとののろのくわ

一人まかとうに

④ たまわり申候

しよりよりまかとうか方へまいる

万曆三十五年七月十五日

という辞令書を例にとると、右の辞令書は、母親の死去もしくは退職にともない、今帰仁間切の具志川ノロ職に娘のマカトウが襲任するに際して発給されたものである。ノロ職への叙任とともに、四ヶ所のハル（原）に所在する五〇ヌキ（四オホソ）の畑を役地（ノロクモイ地という）として安堵されており、以上の件について国王による認知がなされ、左右に朱印（首里之印）が押印されている。死去した母親も同様の辞令書を得ていたはずだが、その辞令書は

当人の死去により効力を失い、たとえ娘による継受といえども、あらためて辞令書による認知が必要だった事情を一点の疑いもなく例証してくれている。

世襲制にもとづかない古琉球独特の叙任原理は、別段ノロにかぎったことではなく、他の神女や官人・官職にも見られる共通したものだ。こうした状況が近世期に入って大きく変容したことを辞令書は教えている。その点は、まず辞令書の形式的な変化となって表れるが、たとえば、

- ① 平仮名表記から漢文表記へと移行すること
 - ② 「一人」という限定句が欠落すること
 - ③ 「しよりより……方へまいる」という後段の指示句が欠落すること
 - ④ 年号表記に干支が登場しはじめること
 - ⑤ 古琉球伝統の丈量単位にかわって石高表示が登場してくること
- などといった形式上の変化が顕著に表われてくる。そして、決定的ともいえる変化は、辞令書の発給範囲が限定されてくることであろう。

『球陽』巻六、尚質王二十年（一六六七）の条に「往昔の世、貴賤重軽を論ぜず、官職を授賜するに、則ち御朱印を以てす。今年改定して、金奉行・貝摺奉行・螺赤頭奉行・勢頭・筑登之・諸蔵役人・親見世役人・問役・唐主部・久米村掟・那覇筆者・諸郡酋長・掟・目差・祝女……等は、官職を授けんと雖も、御朱印を授けず、高官・重職に擢んづれば、即ち此の印を賜ふ」とある。古琉球の時代には貴賤重軽のいかにかわらぬ官職に就任する者に対しては辞令書（御朱印）を発給してきたが、一六六七年よりは高官・重職にかぎり発給し、軽職に対してはこれを用いないという内容である。辞令書の受給資格外におかれた職の中にノロ（祝女）職が入っている点に注目したい。

辞令書の支給範囲を限定した一六六七年は、向象賢の摂政二年目に当る。また、先に指摘した五点にわたる辞令書の形式上の変化が決定的・固定的となったのも向象賢の摂政期に集中しているのであるが、このことと向象賢政治の間には一体いかなる連関が横たわるのであろうか。

少なくとも、向象賢摂政期の政治によって、辞令書のもつ意義は古琉球の時代に比べて著しく低下したことだけは明らかだろう。あらゆる官職について辞令書を媒介にした国王名の個別的叙任原理の働いてきた古琉球の段階に対して、向象賢政治の段階において辞令書は限定的・形式的な位置に低下してしまい、辞令書にかわる別の原理が主軸をなすようになったと予想される。おそらくこの新原理は、『羽地仕置』の随所に説かれているように、身分制の確定・序列の厳格化、王府機能の整備など、全体として首里王府を近世的統治主体としてシステム化することの中にあり、安良城盛昭が『新・沖繩史論』（一九八〇年）の中で指摘したように、いかなれば系図的な編成原理とも呼ぶべきものであった。つまり、国王と各官職が辞令書を媒介として個別的・直接的に結束された古琉球とは異なって、系図によって身分制的に編成された集団に対して国王が向い合う形をとり、この集団を近世的な一元秩序にまとめあげていくための編成原理なのである。『羽地仕置』寛文十年十二月十八日の覚に「諸人筋目之儀、公儀然与不相知候間、各系図仕、可被差出候」とあるが、筋目を系図によって確定する、つまり系図によって系持（士族身分）と無系（平民）の身分区分を明らかにし、系図の内容によって系持内の身分の上下を定めようとする意図が明白に示されている。同じ覚に「普代筋目之衆ハ、諸間切衆中域ハ新参之衆、此中同位ハ歳次第座仕候得共、此節より相改、普代筋目之衆ハ可為座上候」とあり、普代筋目の優位を強調している点も同様の意図である。

つまり、向象賢政治は、琉球における近世的な編成原理を樹立する事業であったといえるのであるが、その結果として辞令書のもつ意義は著しく低下し、これにかわって系図がとくに重要視されるようになったのである。古琉球の

時期に辞令書を給賜されていた官職の中で、向象賢の時、軽職に対してはその支給が停止されたのは先述した通りだが、しかし、かといって、軽職にある者のすべてがあらたに登場する系図によって系持にランクされたのでもなかった。たとえば、その代表的な例がノロである。

ノロは、向象賢政治によって辞令書受給資格外におかれたのみならず、系図の埒外にも位置づけられて無系となり、身分制の上でもその地位は大きく低下した。系図に象徴される身分編成はすぐれて父系的・男系的な秩序であったので、そのことも彼女の地位を押し下げる面で大きく作用したことはたしかであろう。また、役地（ノロクモイ地）や夫遣の点でも待遇は低下の傾向をたどるようになっていく。『羽地仕置』寛文七年四月二十三日の覚に「諸間切ぬるくもひ之儀、他間切ぬるくもひ申請、祭礼仕候儀、此節より禁止申付候、若ぬるくも居不申村者、間切中之ぬるくもひ申請、祭礼仕候共、新敷立候共、勝手次第之事」と布達されている。ノロ（ぬるくもひ）が自分の間切を越えて他間切の祭礼に参与することを禁じ、あわせて指定された自己の村もしくは間切内においてのみ祭礼をとりおこなえとの趣旨であるが、ここには、ノロの活動に対して一定の枠がはめられていく状況が示されている。

ノロが王府レベルで尊重された時代から、やがて王府レベルで地位を著しく低下させていく段階に移行する転換期に向象賢の施政があり、それを占う位置の手がかりとして辞令書をめぐる動きがあったといえるわけである。近世を通じて、ノロはそれぞれの間切や村における祭祀で、依然として重要な役割を發揮しつつけるわけだが、しかし、辞令書受給者より除外されたとはいえ、襲任に際しては王府の認可を要したという点で、彼女はなお官人としての性格を色濃く残しつついたのである。いずれにしても、向象賢の政治は、ノロについて見ても、古琉球の段階に終符を打ち、近世的な段階へと移行する転換点をなしていたことがわかる。

付論2・辺名地仲村家辞令書について

一六七六年六月二十日、安良城盛昭・仲地哲夫の両氏と私は本部町宇辺名地三三六番地、仲村貞男氏宅を訪ね同家所蔵の三点の辞令書を調査した。この辞令書の存在についての情報は仲地が入手したが、実見するまでその存在の真偽は漠然としていた。したがって、辞令書を手にした時の私たちのよろこびはきわめて大きかった。翌二十一日、私たちは県教育庁記者クラブで記者会見し、同辞令書の発見とその意義について調査結果をひとまず公表した（『沖縄タイムス』『琉球新報』六月二十二日朝刊参照）。

いっぽう、保存状態の悪い同辞令書を修復する必要を痛感し、仲村家にその旨申し入れたところ、同家は門中会議をひらいたうえでこれに同意した。そこで七月九日、石川市の当真恵喜氏に辞令書の修復を依頼し、九月十三日、修復作業はみごとに出来て完了した。修復に要した費用は本部町がすべて負担したことを明記しておきたい。修復のなつた日、ひとまず辞令書を仲村家に返却し、その翌日（十四日）伊波普猷展出品のため再び辞令書を借用した。そして、九月十五日～二十日デパートトリウボウで開催された伊波普猷展に同辞令書は展示された。展示会終了の翌日（二十一日）辞令書は仲村家に返却され、現在、仲村家で大切に保管されている。

聞くところによると、同辞令書は一〇年ほど前まではかなり保存もよく、その後、民俗調査などでノロの家筋を持つ同家を訪れた人たちが乱暴に扱ったため破損に及んだものらしい。私たちが調査した時には、すでに危険な状態に

おちいつていた。

仲村家所蔵の辞令書は万曆三十二年（一六〇四）・同三十五年（一六〇七）・同四十年（一六一二）の三点からなり、私たちはこれに辺名地仲村家辞令書の名称を与え、年代順に第一号〜三号と呼ぶことにした。

辺名地仲村家辞令書第一号（一六〇四年）

□^{しよ}里の御^み□

□^{みや}や□^{ぜんまぎり}の

へなちのめざしハ

みやぎぜんのあんじの御ま^に

一人うしのへばんのあくかべのさちに

たまわり申候

□^{しよ}里よりうしのへばんのあくかべのさちの方へまいる

万曆三十二年閏九月十九日

辺名地仲村家辞令書第二号（一六〇七年）

しよ^{しよ}の□^{みや}の□^{ぜんまぎり}

□^{みや}やぎぜんまぎりの

ぐしかわのろ又ちともニ

五十ぬさちはたけ四おほそ

ぐしかわはる又によはばる又はまかわはる

又はぎはるともニ

もとのろのくわ

一人まかとうに

□^{たま}わり申候

しよ里よりまかとうが方へまいる

万曆三十五年七月十五日

辺名地仲村家辞令書第三号（一六一二年）

しよ里の御^み事

□^{みや}やぎぜんまぎりの

ぢやはなのおき^そ□^そ□^そ

ミのへばんの□^そ□^そ□^そ

□^{くだ}され候

万曆四十年十二月八日^印

第一号はサチを辺名地目差に任じたもの、第二号はマカトウを具志川ノロに任じたものである。第三号は人名が欠落しているが、謝花掟の役に任ぜられたものであろう。三点とも「首里之印」が押印され（ことに第三号の朱印はあざやか）、第一・二号は島津侵入直前のもの、第三号は侵入直後のものである。

大づかみにいって、この辞令書の史料価値は少なくとも六つある。①まず、古琉球期の沖縄本島にも目差（目指）

の役が存在することを確定できる点である(第一号)。この問題については伊波普猷が『古琉球の政治』(一九二二年)の中で紹介している嘉靖四十二年(二五六三)今帰仁間切の浦崎目差あての辞令書においてすでに示唆されている(『伊波普猷全集』第一巻、四四九頁)。だがこの辞令書は今のところ現存せず、決定的な証拠は仲村家辞令書第一号をおいてほかにない。②第一号に「うしのへばんのあくかべ」(丑の日番の赤頭)とあり、古琉球における行政上の編成原理の解明にあらたな素材を提示している。三番制の問題についてはすでに伊波普猷が『沖繩歴史物語』(一九四七年)などで先駆的な論議を展開しており、興味深い問題である。

(注) この辞令書と同一のものか確定できないが、宮城真治『古代の沖繩』第二版(一九七二年)四九頁に紹介されている万曆十四年(一五八六)浦崎目差あての辞令書も注目すべきものである。

③古琉球においてノロも結婚していた。第二号でマカトウは「もとののろのくわ」(元のノロの子)であり、元のノロは処女ではなかったのである。しかもこの場合、ノロ職は母から娘へと引き継がれたのである。④第二号はノロ叙任にともなう得分が記載されており、ノロクモイ地が古琉球段階ですでに存在したことを示すあらたな証拠となる。ノロの得分については奄美の須古茂文書の万曆二年(一五七四)の辞令書にも見えているが、沖繩では今のところこの第二号が唯一のものである。⑤第二号は辞令書の形式から見ても興味深く、ノロ職叙任と得分規程が「又」の字で結ばれ一体となっている。一般に古琉球の辞令書は、役職叙任だけのものと得分規程のみのものに区別されるが、第二号は折衷型ともいえるべきものであり興味深い。⑥第一・二号に「しよ里……方へまいる」とある文句が第三号では省略されている。これは田名家文書第十一号(万曆三十四年)と第十二号(天啓七年)の間にもみられる現象で、島津侵入事件を契機に辞令書の記載様式に変化のあったことを示唆している。

安良城盛昭がつとに強調するように辞令書(ことに古琉球辞令書)の持つ史料的价值は大きく、これの分析によって解明される問題は多いと思われる。だが、戦禍をこうむり辞令書もまた散逸してしまった。今後、散逸をのがれかろうじて伝えられているはずの埋もれた辞令書の発掘が緊急の課題となろう。

〈付記〉 本稿は安良城・仲地の両氏と私の連署で発表すべき性質のものであるが、ひとまず私の責任で報告しておくことにした。仲村家辞令書を含めて古琉球辞令書の持つ意義については、やがて安良城の手で包括的に提示されることと思う。なお、辞令書の史料調査および研究上の視点・方法について安良城から多大の教示をいただいた。記して学恩に感謝したい。

付論3・伊江家辞令書について

周知のように、尚清王の第七子朝義(童名金千代金)を祖とする向姓伊江家は、首里を代表する門閥の一つであるが、同家の当主伊江朝雄氏宅(在東京)にはいくつかの貴重な史料が伝えられている。その所蔵状況は一九七九年に沖繩史料編集所によって調査され、その中のある部分は写真複製本の形ですでに収集されている。ここに紹介する近世琉球辞令書二件もその一部である。

辞令書の本格的な調査成果の集成ともいえる『辞令書等古文書調査報告書』(一九七九年、沖縄県教育委員会)の中には現存四四件、逸存五件、都合四九件の近世琉球辞令書が把握・紹介されているのであるが、しかし、その中

にはここに紹介する二二件にもおよぶ伊江家辞令書は含まれていない。同報告書中の四九件の近世琉球辞令書をタイプ別に整理すると、里主所の下賜（地頭職の叙任および知行の下賜を含む）二〇件、頭職の叙任一八件、大屋子（夫地頭）職の叙任五件、大阿母職の叙任二件、奉行職・中議大夫職・正議大夫職・三司官職の叙任各一件であるが、これと比較するならば、伊江家辞令書が新しいタイプの近世琉球辞令書の事例をわれわれに提供することがわかるであろう。すなわち、伊江家辞令書の内訳は地頭職・知行・里主所の給賜一二件、名島の下賜六件、按司掛・聞得大君職・御双紙庫理職各一件であり、このうち名島下賜以下の九件は『辞令書等古文書調査報告書』には全く登場しないものばかりである。とくに聞得大君職への叙任、名島拝領の事例は注目すべきものといわなければならない。

一つの家にこれほど大量の辞令書が蔵されている例は麻姓田名家とこの伊江家のみであり、その点では同家の家譜記録と対照して興味ぶかい事実を検討することが可能である。以下、伊江家辞令書のすべてを紹介することにすが、念のため『向姓家譜』伊江家（『那覇市史』資料篇第一巻七、一九八二年所収）との対応を知るための注記を各辞令書ごとに略記した。また、同家譜で足りない分は、伊江家所蔵の家譜控により補ってある（印形はいずれも朱方印「首里之印」）。

〔付記〕伊江家辞令書第十三号、第十八号については『宜野湾市史』第四巻資料編三（一九八〇年）にすでに紹介したので参照されたい。

1 伊江家辞令書第一号（一七二七年）

首里之御詔

㊦ 伊江嶋惣

〔注〕六世朝良、康熙五十六年丁酉四月二十三日統家統任伊江島惣地頭職並賜知行高百斛也。

地頭者猶子

玉寄按司

㊦ 給之

康熙五十六年丁酉四月廿三日

2 伊江家辞令書第二号（一七三一年）

首里之御詔

〔注〕六世朝良、康熙三十四年生、乾隆十一年卒。七世朝倚、康熙五十四年生、

㊦ 伊江嶋大城者向氏

乾隆二十八年卒。朝倚、大城の名島を賜う。

伊江按司朝良嫡子

思次良按司朝倚

㊦ 給之

雍正九年辛亥八月朔日

3 伊江家辞令書第三号（一七三五年）

首里之御詔

〔注〕思戸金按司は七世朝倚の室、康熙六十年生、乾隆五十四年卒、尚敬王次女。

㊦ 中城間切瑞慶覧者

名島を賜い、瑞慶覧翁主と称す。

尚姓思戸金按司

㊦ 給之

雍正十三年乙卯閏四月八日

4 伊江家辞令書第四号（一七三九年）

首里之御詔

〔注〕乾隆四年己未六月八日賜知行高五十斛云々とある。

〔印〕 知行高五拾石者

尚氏大城按司朝倚

〔印〕 給之

乾隆四年己未六月八日

5 伊江家辞令書第五号（一七四六年）

首里之御詔

〔注〕本年（乾隆十一年）十一月八日統家統任伊江島総地頭職並賜知行高百斛云々とある。

〔印〕 伊江嶋惣地頭并

知行高百石者尚氏

嫡子大城按司朝倚

〔印〕 給之

乾隆十一年丙寅十一月八日

6 伊江家辞令書第六号（一七五五年）

首里之御詔

〔注〕八世朝藩（朝倚長男、童名思加那金）が乾隆二十年乙亥八月朔日に伊江島

〔印〕 伊江嶋大城者尚氏

大城の名を賜った記事あるも、該当記事なし。

伊江按司朝倚嫡子

思加那按司朝徳

〔印〕 給之

乾隆廿年乙亥七月十九日

7 伊江家辞令書第七号（一七七三年）

首里之御詔

〔注〕該当記事なし。家譜控も同断。

〔印〕 伊江嶋大城者

向氏伊江按司朝徳

嫡子思次良金按司

〔印〕 朝潔給之

乾隆三十八年癸巳八月三日

8 伊江家辞令書第八号（一七八〇年）

首里之御詔

〔注〕朝倚の室。しかし家譜に記載なし。

〔印〕 南風原間切津嘉山

按司掛者尚姓瑞慶覽

㊦ 按司給之

乾隆四十五年庚子五月朔日

9 伊江家辞令書第九号（二七八四年）

首里之御詔

〔注〕 朝倚の室。乾隆四十九年甲辰四月二十九日室尚氏任聞得大君賜知念間切総

㊦ 聞得大君并知念

地頭職併知行高二百斛云々とある。

間切惣地頭知行高

式百斛者尚姓

㊦ 瑞慶覽按司給之

乾隆四十九年甲辰四月廿九日

10 伊江家辞令書第十号（一七九〇年）

首里之御詔

〔注〕 九世朝郁、乾隆二十四年生、嘉慶十二年卒。

㊦ 伊江嶋惣地頭并

知行高百斛者尚氏

㊦ 大城按司朝郁給之

乾隆五十五年庚戌三月廿一日

11 伊江家辞令書第十一号（一八〇五年）

首里之御詔

〔注〕 十世朝英、乾隆五十四年生、道光五年卒。

㊦ 伊江嶋大城者

尚氏伊江按司朝郁

嫡子思加那金按司

㊦ 朝英給之

嘉慶十年乙丑八月十五日

12 伊江家辞令書第十二号（一八〇七年）

首里之御詔

〔注〕 嘉慶十二年丁卯十一月八日継父之家統任伊江島惣地頭職並賜知行高八十斛

㊦ 伊江嶋惣地頭并

云々とある。

知行高八拾石者尚氏

㊦ 大城按司朝英給之

嘉慶十二年丁卯十一月八日

13 伊江家辞令書第十三号（一八二五年）

首里之御詔

〔注〕 十世朝平（朝郁の次男）乾隆五十八年生、道光十五年卒。

㊦ 宜野湾間切普天間
里主所者向氏伊江
㊦ 里之子親雲上朝平給之
道光五年乙酉十月廿四日

14 伊江家辞令書第十四号（一八二七年）

首里之御詔

〔注〕十一世朝要（朝英の次男）、嘉慶二十五年生、道光八年卒。

㊦ 伊江嶋惣地頭并

知行高四拾石者向氏

嫡子真蒲戸金按司

朝要給之

㊦ 道光七年丁亥七月卅日

15 伊江家辞令書第十五号（一八二八年）

首里之御詔

〔注〕道光八年戊子二月朔日任御双紙庫理職賜知行高四十斛。

㊦ 御双紙庫理并

知行高四拾石者

向氏普天間親雲上

㊦ 朝平給之

道光八年戊子二月朔日

16 伊江家辞令書第十六号（一八三五年）

首里之御詔

〔注〕十一世朝忠（朝平の嗣子）、嘉慶二十三年生。

㊦ 伊江嶋惣地頭者

尚氏猶子大城王子

㊦ 朝忠給之

道光十五年乙未五月十三日

17 伊江家辞令書第十七号（一八四一年）

首里之御詔

〔注〕道光二十一年辛丑三月十五日加賜知行高百斛（都合四百斛）。

㊦ 加増知高百斛者

尚氏伊江王子

㊦ 朝忠給之

道光二十一年辛丑三月十五日

18 伊江家辞令書第十八号（一八六四年）

首里之御詔

〔注〕朝忠の継室、安良城翁主童名真牛金、道光十五年生。室瑞慶覽翁主童名真

〔印〕 宜野湾間切安良城者

鶴金は同治二年卒。

尚氏伊江王子朝忠

〔印〕 奥方給之

同治三年甲子二月廿四日

19 伊江家辞令書第十九号（一八七三年）

首里之御詔

〔注〕家譜控に十世朝平に嗣なく道光十四年朝直その嗣子となり同治十二年癸酉

〔印〕 久米具志川間切

二月十八日久米具志川間切惣地頭職に任ぜらるとある。

惣地頭者尚氏伊江

〔印〕 王子朝直給之

同治十二年癸酉二月十八日

20 伊江家辞令書第二十号（一八七四年）

首里之御詔

〔注〕家譜控に本年（同治十三年）九月十二日、賜恩納間切惣地頭職并加増地高

〔印〕 恩納間切惣地頭者

二百斛とある。

尚氏伊江王子朝直

〔印〕 給之

同治十三年甲戌九月十二日

21 伊江家辞令書第二十一号（一八七四年）

首里之御詔

〔注〕右第二十号の注を参照。家譜控によれば、朝直、光緒二年丙子六月十八日

〔印〕 加増知高式百斛者

因病致仕隠居という。

尚氏伊江王子朝直

〔印〕 給之

同治十三年甲戌九月十二日

第三章 玉御殿の石厨子銘書について

— 仲松 II 高城説的解釈の問題点

一 「琉球王国論争」と銘書問題

弘治十四年（一五〇一）、尚真王は王家の陵墓として玉御殿を造営し、父王尚円を見上森陵から移葬するとともに、陵墓の一隅に玉御殿の碑文（二五〇一年）を建立して被葬者の規定をおこなっている。その碑文によれば、尚真王当人、世添御殿大按司オギヤカ（母）、聞得大君按司オトチトノモイカネ（妹）、佐司笠按司マナベダル（長女）、中城按司マニキヨダル（尚清、五男）、今帰仁按司モモイカネ（尚韶威、三男）、越来按司マサブロカネ（尚龍徳、四男）、金武按司マサブロカネ（尚亨仁、六男）、豊見城按司オモヒフタカネ（尚源道、七男）の名が示され、以上九人の「御すゑは千年万年にいたるまでこのところ〔玉御殿〕におさまるへし」と規定されている。周知のように、九人の中に長男尚維衡などの名は除外されていた。

尚真王以後、玉御殿は一体いかなる歴史を歩んできたのだろうか。碑文の規定を遵守する形で被葬者の安葬はおこなわれつづけたのだろうか。国王およびその一族の葬制はどのように実施されたのか、また、葬制はいかなる歴史的变化をとってきたのだろうか。そもそも、玉御殿はいかなる歴史をひめて今日におよんでいるのだろうか——こうした疑問を設定してみると、われわれの研究はまだ玉御殿問題の入口にさえ達していないことを思わざるをえない。

玉御殿のたどった歴史は、残念ながら、今の研究段階ではまだ薄明のあなたにあるといわざるをえない。そのような不分明の歴史を重ねたあとで、玉御殿が現在の姿をわれわれの前に現わすのはごく最近のことにはすぎない。一九七四年二月から七七年九月にかけて玉御殿の復原修理工事が実施され、同工事に際して学術調査がおこなわれている。調査の成果は『重要文化財玉陵復原修理工事報告書』（一九七七年、玉陵復原修理委員会）の中に収められているが、これによりわれわれは玉御殿の全貌をはじめ知る機会を与えられたのである。

『重要文化財玉陵復原工事報告書』（以下『工事報告書』と略称）を一読して得た感想の一つは、玉御殿が尚真王以後今日までの五〇〇年近い歳月の間に、それぞれの時代状況の規定をうけ何度か変更されているらしいという点であった。したがって、玉御殿を論議する際には、この時代改変を正確に把握することがとりわけ重要だと痛感した次第であった。

さて、仲松弥秀と私の間で展開されている古琉球の琉球王国をめぐる「論争」において、玉御殿の石厨子銘書の解釈が一つの争点となっている。本章では、この争点を追求しつつ、玉御殿のひめた薄明の歴史の一角を照し出してみたいと思う。

まず、「論争」の経過と争点をかいつまんで説明しておくことにしよう。

仲松弥秀は、一九八一年十月三十一日東町会館で開催されたシンポジウム「沖縄古代文化をめぐって」（主催・小学館、沖縄タイムス社）において、「沖縄文化研究の課題と姿勢について——琉球王国をどうみるか」と題して基調報告をおこない、その中で古琉球の琉球王国の存在を否定する主張を力説された。これに対し、同シンポジウムの司会であった私が討論の場で仲松の見解を批判したため「論争」がはじまる形となった（その全容は大森太良ほか編『シンポジウム沖縄の古代文化』小学館に収録）。その後、仲松は『琉球王国存否』について（沖縄タイムス、一九八

代	王名	死去(世譜)	別	石厨子銘書	形式
1	尚円	成化二年七月二十八日	見	尚円公のおもひくわおきやかまいかなし法名尚真公	墨書銘
2	尚宣威	成化十三年八月四日	?	尚真公のおもひくわてにつきのミおまへ法名尚清公	墨書銘
3	尚真	嘉靖五年二月一日	玉	尚清公のおもひくわてはしめあんしおもひくわ法名尚元公	同
4	尚清	嘉靖三十四年六月二十五日	玉	尚元公のおもひくわそにやすへミ御まへ法名尚永公	同
5	尚元	隆慶六年四月一日	玉	尚久公のおもひくわ天きやすあんし 尚豊王かなしのおもひくわ尚賢王かなし	同
6	尚永	万曆十六年十一月二十五日	玉	尚賢王かなしの御舎弟也尚賢王かなし	同
7	尚寧	万曆四十八年九月十九日	極	尚賢王かなしのおもひくわ尚賢王かなし	同
8	尚豊	崇禎十三年五月四日	玉	尚賢王かなしのおもひくわ尚賢王かなし	同
9	尚賢	順治四年九月二三日	玉	尚賢王かなしのおもひくわ尚賢王かなし	同
10	尚質	康熙七年十一月十七日	玉	尚賢王かなしのおもひくわ尚賢王かなし	同
11	尚貞	康熙四十八年七月一三日	玉	尚賢王かなしのおもひくわ尚賢王かなし	同
12	尚純	康熙四十五年二月三〇日	玉	王世子 尚純了一神位	陰刻墨入銘
13	尚益	康熙五年七月一五日	玉	尚益王	墨書銘
14	尚敬	乾隆一六年一月二九日	玉	尚敬王	同
15	尚穆	乾隆五九年四月八日	玉	尚穆王	同
16	尚温	乾隆五三年八月二〇日	玉	先世子尚哲宝宮	同
17	尚成	嘉慶八年二月二六日	(同)	尚成王	同
18	尚灝	道光一四年五月二九日	玉	尚灝王	同
19	尚泰	道光二七年九月一七日	玉	尚育王 従一位侯爵尚泰	墨書銘

(注) 死去年月日は『中山世譜』蔡温本による。『見』は見上森陵、『?』は不明、『玉』は玉御殿、『極』は極楽陵(浦添ようどれ)のこと。石厨子銘書および銘書形式は『重要文化財玉陵復原修理工事報告書』による。

表10 石厨子銘書一覧

表10をご覧いただきたい。その表は第二尚氏王朝歴代の各王を収めた玉御殿内の石厨子銘書を一覧する目的で作成したものである。尚円、尚宣威、尚寧の三王を除く一六人の王などを収めたその石厨子の銘書を見て、仲松は先のシンポジウムの基調報告の中で次のような立論を展開したのである。

(前略) ところで第二尚家霊御殿(玉陵)内の御骨石棺には、尚円以下尚豊までが(尚寧不知)、たとえば尚円

「論争」の重要な争点の一つであること、また、「なるべく早い機会に私の分析結果を紹介しながら批判論文として発表する」(前掲『琉球王国』の評価・再論)、と約束しておいたからである。

さて、「論争」で争われている玉御殿の石厨子銘書問題とは何か、まずはその争点についてあらまし解説を加えておくべきであろう。

表10をご覧いただきたい。その表は第二尚氏王朝歴代の各王を収めた玉御殿内の石厨子銘書を一覧する目的で作成したものである。尚円、尚宣威、尚寧の三王を除く一六人の王などを収めたその石厨子の銘書を見て、仲松は先のシンポジウムの基調報告の中で次のような立論を展開したのである。

(前略) ところで第二尚家霊御殿(玉陵)内の御骨石棺には、尚円以下尚豊までが(尚寧不知)、たとえば尚円

一年十二月四日(八日)を発表し自論を再説されたが、私もまた『琉球王国』の評価(同紙、同年十二月九日)三日。本章付論・1)を書き、再び仲松の所論に批判を加えた。「論争」はここでいったん休止された恰好になっていたが、最近高城隆が「古琉球研究の諸問題」(同紙、一九八三年九月三十日)十月十一日)を発表、その中で「仲松弥秀・高良倉吉論争」を「検討」して仲松説の側に立って私を「批判」する所見を述べたため、再び息をふきかえず形となった。高城の「批判」に対して私は『琉球王国』の評価・再論(同紙、同年十月二十一日)二十二日。本章付論・2)を書き、「論争」の経過と若干の感想を述べるとどめ、論議を新聞紙上においてではなく、将来雑誌などの場において本格的に展開することを約束した。紙上を避けたのは、諸史料や分析図表を多用することが困難であること、長々と紙面を独占することは読者の手前遠慮すべきであると考えたこと、などの理由からである。

以上が「論争」のあらましの経過であるが、本章は、右に約束した本格的「論争」論文の第一弾として位置づけ執筆することにしたものである。テーマは玉御殿の石厨子銘書をめぐると問題の検討としたが、その理由は、この問題が「論争」の重要な争点の一つであること、また、「なるべく早い機会に私の分析結果を紹介しながら批判論文として発表する」(前掲『琉球王国』の評価・再論)、と約束しておいたからである。

さて、「論争」で争われている玉御殿の石厨子銘書問題とは何か、まずはその争点についてあらまし解説を加えておくべきであろう。

公、尚真公などと「〇〇公」と書かれています。「〇〇王」とは記されていません。いったいどうして「公」とされているか。私の考えでは「国司」であったからではないかと思えます。まさか後世において、陵墓の石棺に「王」とされていたのを「公」と書き改めたものとは思えないのです。

ところが、尚賢から以後は、尚賢王などと「王」と書かれています。このことによって、尚豊と尚賢との間に、琉球の政治的性格が大変化があったことがうかがわれます。と申しますのは、一六三九年（寛永一六）に鎖国令が出されていますが、その翌年に尚豊公は他界し、一六四一年尚賢が継いでいます。この経緯から見ても、日本から名目・形式上ながら独立王国として認められたのが尚賢からであり、これによって以後石棺にも「〇〇王」とされるようになったのではないかと考えるのです（『シンポジウム沖縄の古代文化』五〇頁）。

右の立論に立って、仲松はシンポジウムの討論においても、

（前略）なぜ首里の尚家の墓にある石棺に「王」と書いてなくて「公」と書いてあるのか。これをどう説明するか。ところが尚賢王からは「王」と書かれています。しかもその尚賢王の前々年に鎖国が始まっている。とすれば、実質的な琉球王国というのはせいぜい島津入り後二六〇年、あるいは尚賢王からすると二三〇年しかない（同右書一二八～一二九頁）。

と発言し、自論を再確認している。『琉球王国存否』についても同様の主張をくりかえしている。右の主張は仲松において確信といってもよい地位を占めていることがわかる。その主張の骨子は、①尚円から尚豊までの各王は当時「公」と称していた、②それは彼らが「国司」であったからだ、③近世の鎖国制定置とともに名目・形式上の独立王国がつくられたため「王」と称するようになった、というもので、以上の理解の妥当性を玉御殿の石厨子銘書は教えている、と仲松は確信している。

仲松の右の立論には明確な前提がおかれている。それは、玉御殿の石厨子銘書が各王それぞれの時代に忠実に書きこまれたものであり、「まさか後世において、陵墓の石棺に『王』とされていたのを『公』と書き改めたものとは思えない」という前提である。この前提を不動の確信として先の①②③の主張が展開される形となっているのだが、しかし、まことに奇妙なことに、仲松はなぜこの前提が正しいのか、という点については一言も言及していない。「まさか後世において、陵墓の石棺に『王』とされていたのを『公』と書き改めたものとは思えない」というのであるが、その根拠が示されていないのである。立証ぬきの前提に寄りかかって主張をおこなうことは方法論のうえで杜撰であると考え、それはともかく、仲松の確信する前提は果たして成り立つのだろうか。私の結論から先にいえば、その確信するところの前提はとも成立するとは思えない。つまり、「まさか後世において……書き改めたものとは思えない」と仲松が一蹴した、その「まさか」が実際におこなわれた可能性がきわめて高いのである。

シンポジウムの討論において、私は、「霊御殿（玉陵とも書く）の石厨子の銘文を仲松さんは根拠にしていますが、あれは古琉球（Ⅱ中世）に書かれたものではなく、近世初頭に書かれたもの」（『沖縄の古代文化』一二六頁）だと述べ、仲松の確信する前提そのものが全く成り立たないことを指摘しておいた。また、『琉球王国』の評価」の中でも、「仲松氏の決定的な誤りは、玉御殿の石厨子の銘文がいつの時点で書かれたものであるのか、という基本的な分析作業を欠落させたことから生じている」と指摘し、新聞紙上の制約上「詳しい分析図表の掲載は割愛して結論だけを述べると、『公』と表記された銘文は、仲松氏の勝手な思いこみに反して近世初頭にあらたに書きこまれたものであり、それ以前の古琉球、すなわちそれぞれの『公』が生き、死去した時代に代々記述されたものでは全くない」と批判した。そして、「玉御殿のすべての石厨子銘文についての比較、表記形式、仏教の影響、中国の明清交代期にともなう年号表記問題、玉御殿の被葬者の移動などを考慮にいれて、仲松氏は銘文の記述年代の分析作業をおこなう義務があ

る」と注文もつけておいた。この指摘・批判により、少なくとも石厨子銘書を前提にした仲松の主張はくずれ去り、問題の争点は解消したものと私は考えていた。

ところが、「仲松弥秀・高良倉吉論争」を「検討」したはずの高城が再びこの争点を拾いあげ、次のように私を「批判」したのである。

第一点、「玉御殿の銘文」についてである。高良氏のいわれるように、それが近世初頭に書かれたものであっても、尚円から尚豊までは「公」、尚賢からは「王」と銘文に記述されているのだから、そこに何らかの意味を読みとるべきである。高良は銘文について、「それ以前の古琉球、すなわちそれぞれの『公』が生き、死去した時代に代々記述されたものでは全くない」と述べているが、それぞれの時代に呼ばれていた通りに、近世になってから銘文を刻んだと考えたほうが無理がないだろう。

玉御殿の石厨子銘書を真面目に検討したうえで、の発言でないことは明らかだが、しかもなおただけなのは「仲松・高良論争」を真に検討したかどうかさえ疑いたくなる一文であるということだろう。ここでは、「まさか後世において、陵墓の石棺に『王』とされていたのを『公』と書き改めたものとは思えない」という前提に立って自説を主張する仲松の論に対し、「近世初頭にあらたに書きこまれたものであり、それ以前の古琉球、すなわちそれぞれの『公』が生き、死去した時代に代々記述されたものでは全くない」とする私の主張が対立しているのである。この両意見を検討するとは、とりもなおさず石厨子銘書に即してどちらが実証的に妥当かを論評することをいうのであって、「高良氏のいわれるように、それが近世初頭に書かれたものであっても」とか、「それぞれの時代に呼ばれていた通りに、近世になってから銘文を刻んだと考えたほうが無理がないだろう」とか、要するに自らの確固たる分析作業を欠落したままただ思いつきを並べればよいという性質のものではない。しかも、高良のいうように「それが近世初頭に書か

れたものであっても」、「尚円から尚豊までは『公』、尚賢からは『王』と銘文に記述されているのだから、そこに何らかの意味を読みとるべきである」などと私を説教するに至っては全くあいた口がふさがらない。高城のいうように、「何らかの意味を読みとるべき」ために「玉御殿のすべての石厨子銘文についての比較、表記形式、仏教の影響、中国の明清交代期にもなる年号表記問題、玉御殿の被葬者の移動などを考慮に入れて」、「銘文の記述年代の分析作業」をすべきだ、と私は力説しておいたのである。それとも、そういう分析作業ぬきに「何らかの意味」を高城は読みとったというのであろうか。もしそうなら、分析ぬきで成立するらしい高説を参考までに是非御教示いただきたいものだ。ついでにいえば、「それぞれの時代に呼ばれていた通りに、近世になってから銘文を刻んだと考えたほうが無理がない」（傍点引用者）などといわれるが、何を根拠にそう思うのか、この点についても実証的事例に即した高城の見解を是非知りたいものである（「刻んだ」に傍点を付したのは、高城の無知の一端に注意してもらうためである。念のために訂正すると、玉御殿の石厨子銘書は刻文ではなく墨書である）。

以上の経過・論点の紹介で明らかのように、仲松・高城両氏の主張は玉御殿の石厨子銘書を真面目に分析したりえで展開されたものでは全くない。研究者らしからぬこのような思いつきめいた主張を事実認識のレベルにまでひきつけ批評するために、私としては、争点を実証的課題として論議する必要があるが出てきた次第である。以下、具体的に検討してみることにしよう。

二 陵墓の含む変化の事例

そもそも、石厨子の銘書を根拠において仲松のような主張をなすのかどうかさえも疑問なのである。

表10を今一度ごらんいただきたい。第二尚氏王朝八代目の王尚豊の父尚久は王であったことはない。なのに、どうして尚豊王の石厨子銘書に「尚久公のおもひくわ……尚豊公」と書かれたのか。仲松流にいわば、「公」は当時の王の呼称であるから、「尚久公」もまた王であったことにはならないだろうか。王御殿の中にはまた、尚永王妃坤功のものといわれる石厨子があり、それに「尚永王妃島尻佐司笠按司加那志」という銘書がある。仲松によれば尚永は当時「公」を称していたはずであり、妃の厨子に「王」と書かれることはありえないということになるだろう。ついでにいうと、尚貞王妃月心などを収めるという石厨子には「尚貞様御女……」とあるから、これも仲松流にいわば「尚貞王御女……」と書かれるべきだったということにはならないだろうか。

石厨子の銘書を用いて何らかの歴史的問題を検討することはできないか、銘書にはそれだけの史料価値がある、という課題を示した点に関しては私も仲松の役割を評価したいと思う。しかし、玉御殿の石厨子に書かれた銘書がそのまま当時の王の呼称を正確に伝える、という氏の理解には賛成できかねる。仲松に従えば、王の呼称であるはずの「公」が王でもない尚久に冠せられたり、「公」を称していたはずの尚永に「王」が冠せられていたり、「王」を称しているはずの尚貞に「様」が冠せられたりといった矛盾が出てくることをみても明らかだか、ようするに、事柄の真相は仲松が考えるような単純なシロモノではない。複雑かつ多様な状況が玉御殿の中にはいっぱいまつていることを知るべきである。

第一に確認すべき点は、弘治十四年（一五〇一）に造営されて以後今日まで、玉御殿は五〇〇年近い歴史をもっているということであろう。というのは、玉御殿は、古代エジプトのピラミッドや古代日本の古墳のように特定された被葬者のために造営される個人墓ではなく、造営後も特定の血筋集団（この場合は国王とその一族）によって代々継的に使用される場所の集団墓であるからだ。つまり被葬者が随時その墓空間に収められるのであり、その都度墓口が開けられたのである。しかも、葬制とそれを支える観念は歴史的に変化するものであるから、こうした葬墓制においては新しい観念に立って前代の被葬状況に手が増えられる可能性が十分に予想される。問題のポイントは、こうした被葬状況の改変可能性を念頭においたうえで玉御殿を観察することができるかどうか、という点にあるとわなければならない。

一例をあげておこう。

先述したように、尚貞王の長男尚維衡は玉御殿の碑文（二五〇一年）において玉御殿の被葬者から除外されていた。『工事報告書』によると、現在の玉御殿の中で尚維衡のものと明確に断定できる石厨子は確認されていない。ところが、尚維衡の長女「峯間聞得大君加那志」は西室に収められている、と報告されている。この二つの事実から、玉御殿の碑文にみる尚貞王の規定は尚維衡自身についてはその後守られたもののその「すゑ」（峯間聞得大君加那志）についてはかならずしも守られなかった、と後世の改変ぶりを指摘するだけではまだ不十分である。なぜなら、『王代記』によると尚維衡は浦添極楽陵（浦添ようどれ）に葬られた後、尚清王の時に尚貞王の葬礼に際して霊骨を西玉陵に遷され、長女峰間聞得大君加那志と一厨子に合葬された、とあるからである。問題はこれのみにとどまらない。嘉味田家文書の一つ、『尚敬様御安骨并御移骨日記写』（乾隆二十四年、評定所作成）中の「玉御殿西之御墓御安葬御人数」の冒頭に、

尚貞様御長男御神主具志頭按司宅

一尚維衡浦添王子

尚維衡浦添王子御娘神主羽地按司宅

一峯間聞得大君加那志

右御両所白石御厨子老ニ御安骨

とあり、乾隆二十四年（一七五九）時点で尚維衡もたしかにその長女とともに西室に安葬されていたことが明らかだからである。右史料中の極楽陵（浦添ようどれ）「御安葬御人数」（後出）には尚維衡浦添王子御嫡子Ⅱ尚弘業浦添王子などの名は見えるが、尚維衡とその長女の名は見えないので、たしかに尚維衡は玉御殿西室に安葬されていたことはまちがいない。

『工事報告書』の尚維衡長女の項には、生没年「不明」とあり、厨子銘文は、

尚真……………

浦添……………加那志

峯間聞得大君加那志

と報告され、銘文が墨書銘であること、石灰岩製の家形厨子であること、「王代記に父維衡と極楽寺より西玉陵に移葬するとある。一九四五年玉陵に移したか」などといった注記がそえられている（五二頁）。

老婆心ながらついでに指摘しておく、実は『工事報告書』の右の部分には二つの誤解が含まれているのである。一つは、この石灰岩製家形石厨子一基があたかも尚維衡長女（峯間聞得大君加那志）一人のものであるかのごとく思いこんでいること、今一つは、「西玉陵」を玉御殿の西室のことではなく別の墓と考えていることである。前者についていえば、判読不能の「尚真……………」「浦添……………」加那志」の部分を含めて考えると、少なくとも複数の人物が右の石厨子一基に収められていることは疑う余地がない（「尚真……………」は尚維衡のことだと私は考えるが、ここではこれ以上立ち入らないことにする）。後者については、すでに渡口真清が『西玉陵』考（『地域と文化』第一三・一四合併号、一九八二年）で、真栄平房敬が「王家の墓制と山川陵」（沖繩タイムス、一九八二年十一月十三日）十六

日）の中でそれぞれ指摘しているごとく、「西玉陵」とは玉御殿の西室を指す点は疑う余地がないのである。「西玉陵」を別墓と誤解したために「一九四五年玉陵に移葬したか」などという類推を『工事報告書』はおかざるをえなかっただけの話である。

以上に述べたように、玉御殿の碑文で被葬者として除外されたはずの尚維衡について見ても、①浦添ようどれに葬られたあと、②尚清王代になって玉御殿に移葬されたこと、③乾隆二十四年時点でたしかに玉御殿に安葬されていたこと、④しかし、現在の玉御殿内には尚維衡が収められていることを明白に示す手がかりが見られないこと、など幾多の吟味すべき変化要因がひそんでいるのである。

右の一例だけではまだ説明不足と思われるかもしれないので今一つ、尚寧王および同王妃の問題も参考のためにとくにとりあげておきたい。

表10に示したように、現在の玉御殿内には尚寧王の石厨子は見当らない。同王は万曆四十八年（一六二〇）九月十九日に死去した後、「葬于極楽陵」られたのである（『中山世譜』など）。尚寧王一人なぜ玉御殿ではなく極楽陵（浦添ようどれ）に葬られたのだろうか。島津侵入事件という国難をまねいた自らの不徳を詫びてそう願った、という世に流布している根も葉もない誤説が理由だからではない。王は「うらおそひよりしよりにてりあかりめしよわちや」る王であり（浦添城の前の碑文、万曆二十五年）、英祖、つまり「あそのてたの御はか」に隣接して一族の墓を整備し、「大ちよもいかなしおやかなし」ともども自分自身（「てたかすああんしおそいかなし」）もその墓に安葬されることを願ったからである（浦添ようどれの碑文、万曆四十八年）。すなわち尚寧王は浦添の陵墓に死後帰るべくして帰ったにすぎない。

先の『尚敬様御安骨并御移骨日記写』には次のように記されている。

御安葬御人数

一尚寧様

白石御厨子

尚寧様御父御神主天界寺

一尚懿様

尚懿様御娘英氏渡名喜（傳）元祖渡慶次里主室

一思い真加戸樽金按司

右御両所様白石御厨子老ニ御安骨

尚維衡浦添王子御嫡子

一尚弘業浦添王子

尚弘業浦添王子四男後胤無

一尚秉礼勝連按司

右御両所白石御厨子老ニ御安骨

銘書無

一唐御厨子四

右同

一黒石御厨子式

つまり、尚寧王一人は白石厨子一基に、尚寧王の父尚懿と妹思い真加戸樽金按司は白石厨子一基に、尚寧王の祖父

尚弘業と叔父尚秉礼は白石厨子一基にそれぞれ収められていることは判明しているが、墓内には他に唐厨子（後で触れる輝緑岩製石棺のこと）四基、黒石厨子二基があるものの無銘であり、その中に誰を収めているかは不明、というわけである。しかし、浦添ようどれの碑文が示すように、「大ちよもいかなし」（尚弘業）、「おやかなし」（尚懿）「てたかすゑあんしおそいかなし」（尚寧）などを収めていることは右の史料により確認できる。

ここで二つの事実に着目していただきたい。一つは、被葬者が判明しているものうち二基は二名、つまり複数の人物を一基に合葬していることである。今一つは、尚懿の娘が渡慶次里主の室となったにもかかわらず、死後は彼女の出である一族の墓に収められていることである。石厨子に複数の人を収めるといふ前者のケースは例外的な事例なのではなく、玉御殿にも、その他の陵墓にも認められる一般的な被葬形態である（ただし、いつの時代からそうした形態が一般化したのかは究明すべき論点として残るが）。後者については尚寧王妃の事例を示して今少し説明を加えておく必要があるように思う。

尚寧王妃、すなわち阿応理屋恵按司加那志（尚永王長女）は尚寧王死去の四〇余年後、康熙二年八月七日に死去したが、妃は夫の眠る浦添ようどれに葬られたのではなく、また、玉御殿に安葬されたのでもなかった。彼女は帰るべき一族の墓、すなわち天山陵に葬られたのであった（『中山世譜』などを見よ）。こうした葬制は当時広くおこなわれていたものらしく、他にも数多くの事例がみられるがここでは割愛する。

したがって、先の『尚敬様御安骨并御移骨日記写』中の極楽陵の項に彼女の名があげられていないのは当然であるが、そのかわり、『尚敬様御安骨并御移骨日記写』の「天山御墓御安葬」の項には、

尚寧様御妃尚永様御姫

一阿応理屋恵按司加那志

と出ており、彼女が天山陵に収められていたことを確認することができる。しかし、こうした葬制はやがてある種の変化をたどったのである。

『中山世譜』は尚寧王妃について、「乾隆二十四年己卯、十一月二十一日、移葬于極楽陵」と記し、彼女が乾隆二十四年十一月二十一日付で天山陵から極楽陵に移葬されたことを伝えている。そのことを裏書きする証拠として、「尚寧王妃 阿応理屋恵按司加那志 康熙二年己卯八月初七日薨」と墨書で記された木製誌板が浦添ようどれから発見されている（沖縄県立博物館蔵、『浦添市史』第二巻参照）。あえて注意をうながすと、尚寧王妃が乾隆二十四年十一月二十一日付で移葬されたという点に着目していただきたい。この年月日は先の『尚敬様御安骨并御移骨日記写』（以下『日記写』と略称）の作成された年月日と全く同一である。

『日記写』は評定所により作成されたもので、「乾隆二十四年己卯十一月廿一日」の日付がある。『玉御殿御厨子記』『御厨子図帳』『御碑文記』など現存を確認されていない文書のほかに、『中山世譜』、玉御殿の碑文、浦添ようどれの碑文、具志頭按司家譜抜書などを参照して、

- ① 玉御殿西之御墓御安葬御人数
- ② 御安葬御人数
- ③ 天山御墓御安葬
- ④ 川御墓御安葬
- ⑤ 知名親雲上山川墓御安葬
- ⑥ 眞壁按司墓御安葬
- ⑦ 末吉之御墓御安葬

⑧ 国頭按司見上森墓御安葬

⑨ 金武按司墓御安葬

⑩ 御神主天界寺御安置御葬所不相知御人数

⑪ 御神主天界寺ニ御安置玉御殿厨子記ニは御立候処御銘書無御厨子ニて御碑文記ニハ玉御殿へ御安葬之段相見得候御人数（変体仮名は平仮名に直して引用。以下同じ）

の一件の項目について被葬者の状況が記されている文書である。何故にこうした文書を評定所は作成する必要があったのだろうか。——その理由はこうである。

尚敬王は乾隆十六年（一七五一）辛未正月二十九日に死去、玉御殿に葬られた（『中山世譜』など）。『日記写』が尚敬王死去よりかぞえて八年後に作成され、しかも表題に「御安骨」「御移骨」の表現が使われていることから考えると、この文書は尚敬王の洗骨に際して作成されたものと見てほぼまちがいない。念のため補足しておく、死去から洗骨までの期間は尚純で三年、尚質で七年、尚益で十一年であるから（『工事報告書』参照）、右の推定に矛盾はないと考える。つまり、尚敬王洗骨および安葬に際して玉御殿をはじめとする関係陵墓を調査し、被葬者の状況を把握するために『日記写』は作成されたのであった。そのうえで、ある種の観点に立って被葬者の適否を判断し、被葬者の移骨をおこなったと見られる。尚寧王妃が『日記写』の天山陵の項に登場し、『日記写』と同年月日付で極楽陵に移葬・移骨されたのは右のことを示す好個の事例といえよう。

ということは、玉御殿内の石厨子中に収められている他の木製誌板と対照しつつ考えると、浦添ようどれから発見されている「尚寧王妃 阿応理屋恵按司加那志 康熙二年癸卯八月初七日薨」の墨書木製誌板は、王妃の死去した康熙二年頃に作成され天山陵に収められていたものではなく、浦添ようどれに移骨・移葬された乾隆二十四年にあ

私の知る範囲では、古琉球から近世のある時期までの石厨子（当時は焼物の厨子・甕はまだほとんど用いられていない）には銘の入っているものと無銘のものと二つのタイプがあるが、有銘のものについてみるとそのすべてが、墨書ではなく、刻文である。

尚寧王石厨子が特殊例外的なのだ、という見通しを立てて検討することも可能だが、しかし、この見通しは成立しない。というのはこういう事情が横たわっているからだ。

なぜ、浦添ようどれ内の尚寧王石厨子と玉御殿内の各王たちの石厨子とは表記形式が全然異なっているのだろうか。尚寧王石厨子が特殊例外的なのだ、という見通しを立てて検討することも可能だが、しかし、この見通しは成立しない。というのはこういう事情が横たわっているからだ。

玉御殿流にいうと、尚寧王の石厨子銘文は「尚懿公のおもひくわてたかすゑあんしおそいすへまさる王にせかなし法名尚寧公」でなければならず、また、銘文は刻文ではなく墨書でなければならないということになる。しかし、実際は「あんしおそへかなし」であり、しかも刻文である。この事実を、玉御殿の石厨子銘書を考えるうえで最も重要な手がかりとなっている。

文が「万曆四十八年、〇のえさる年、あんしおそへかなし」となっている点は大いに注目してよい事実であろう。万曆四十八年（一六二〇）は庚申年であるから、右の銘文は「かのえさる年」で、いうまでもなく尚寧王の死去年のことである。調査団の一員であった元沖縄県立博物館長の外間正幸に確認したところでは、右の銘文は墨書ではなく刻文である。

ここから二つの着目すべき事実がうかがえてくる。一つは、石厨子には「てたかすゑあんしおそいすへまさる王にせかなし」（尚寧王の神号）ではなく、王の一般的呼称の一つである「あんしおそへかなし」と刻まれていること、今一つは銘文が墨書ではなく刻文で記されていること、であろう。この二つの事実を表10にかかげた玉御殿内の歴代国王の石厨子銘書と比べると、両者の間に横たわる差異は歴然としてくる。

玉御殿流にいうと、尚寧王の石厨子銘文は「尚懿公のおもひくわてたかすゑあんしおそいすへまさる王にせかなし法名尚寧公」でなければならず、また、銘文は刻文ではなく墨書でなければならないということになる。しかし、実際は「あんしおそへかなし」であり、しかも刻文である。この事実を、玉御殿の石厨子銘書を考えるうえで最も重要な手がかりとなっている。

三 刻文と墨書の意義

尚寧王は死去後浦添ようどれに葬られ、先の『日記写』の時点でも浦添ようどれに安葬されていたことが確認される。また、『工事報告書』の伝えるように玉御殿内にも同王の石厨子は見当らない。このことから、万曆四十八年（一六二〇）に死去した尚寧王は、浦添ようどれの中で永遠の眠りをさまたげられることなく眠りつづけてきた、との見当をつけることができる（とはいっても、乾隆二十四年に王妃が移葬されてきたり、去る沖縄戦で被害をこうむったりといった大きな変化はあったのだが）。そこで、尚寧王の場合を一つの手がかりとして検討をはじめべきであろう。

たとえば小祿墓（宜野湾市嘉敷）の石厨子の銘文。現存する最古の平仮名表記「おろく大やくもい」の銘文をもつ輝緑岩製石棺として有名であり、弘治七年（一四九四）六月吉日の年号がある。むろん刻文である。伊是名玉御殿の場合。墓内に二基の輝緑岩製石棺があり、記述の年代は不明だが、古琉球期に彫られたとみられる「よそひをとんの大あんしおきやか」「おもひませにかね御物」の銘文がある。これもまた刻文である。首里の玉御殿の例。古琉球期の製作と断定してよい四基の「閃緑岩製家形厨子」のうちの二基（他二基は無銘）にそれぞれ「首里おとんのをもいかなしおともいきよかねの御物」「きこへ大きみのあんしをとちのもいかね御物」と明確に刻文で記されている。

近世に入っても、たとえば池城墓（今帰仁村平敷）の寛文三年（一六六三）八月二十一日の日付をもつ海石製石厨子一基に記される「崎山大やくもい」はやはり刻文である。いわゆる尚宣威王の墓（沖縄市越来）中の石厨子二基のうち一基（他一基は無銘）もまた刻文で記され、寛文四年（一六六四）甲辰十一月二十二日の日付がある（沖縄市教育委員会『尚宣威王の墓』）。上里墓（那覇市繁多川）の「屋形蓋の石棺」三基のうちの一基（尚禎妃豊見城按司加那志のものだという）にも「とみくすくの……不明……のおもひぐわめつらしきみのあんじ」と刻文の銘が入っており、崇禎四年（一六三一）辛未八月十二日卒と刻まれている（大嶺薫「四百年前の歴史の秘められた上里墓調査報告」、前掲『沖縄文化財調査報告』二四九頁）。

以上のように、古琉球から近世のある時期までは刻文の事例がすべてなのである。したがって、万曆四十八年（一六二〇）の日付をもつ尚寧王石厨子は銘文の形式として全く妥当な位置を占めているのであり、銘文の時代的特質を忠実に反映したものである。にもかかわらず、表10に示したように、なぜ玉御殿の各王たちの石厨子は墨書なのか、これこそ問題とすべき事柄であろう。

右の疑問に対する答えは二つしか用意できない。一つは、玉御殿内の古琉球期の各王たちの石厨子銘書が古琉球に書かれたものであることをあくまでも前提とするために、古琉球の石厨子銘書は刻文だけではなく墨書もあった、と主張する立場である。今一つは、各王の石厨子銘書は古琉球においてではなく近世のある時期以後に書かれたものである、と見る立場である。前者の立場に立つと、自動的に、ではなぜ玉御殿のみ墨書なのかというあらたに登場する疑問に答えなければならない。むろん私は後者の立場に立つが、それは次のような基本認識をもっているからにほかない。

銘文・銘書にかぎって考えると、古琉球から近世のある時期までは刻文主体時代であり、つづいて墨書が登場して刻文・墨書併用時代を迎え、その後に墨書主体時代へと移行する。刻文・墨書併用時代、墨書主体時代という継起的変遷を時代的にいつで区切るか、その変遷を規定した要因は何か、といった問題については今後の研究課題としなければならぬが、私の見た範囲では右の傾向はかなり明瞭に認められる。したがって、当然のことながら玉御殿の各王たちの石厨子銘書は右のシェーマにもとづいて再検討されるべきであろう。

ついでに付言すると、表10の尚貞王の石厨子は「陰刻墨入銘」、つまり刻文を墨書でなぞった形の銘文である。この形式は玉御殿内の他の石厨子にも散見され、雍正元年（一七二三）死去の尚純王妃義雲の家形石厨子、万曆二十七年（一五九九）の年号をもつ尚元夫人雪嶺の家形石厨子がやはり「陰刻墨入銘」である（『工事報告書』）。この形式は、刻文をほどこしたあとに後世墨入れがおこなわれたものなのか、それとも、刻文と墨入れが同じ時点でおこなわれたものなのか、現段階では判断しかねるが、銘文の変遷史を考えるうえで注目すべき事例といえるだろう。

それはともかく、古琉球期から近世初期までの時代に生きた各王たちを収めた石厨子の銘書が墨書であるという事実は、その時代の銘文が刻文であるという事例に照らして考えると不可解といわざるをえない。この奇異な現象を説明するためには、次の仮定、すなわち各王たちの銘書は刻文・墨書併用時代か、さもなくば墨書主体時代のいずれか

表11 「輝緑岩製」石棺一覧

No.	記号	所 在	銘	形式
1	A	玉御殿東室内	有	刻文
2	B	同 中室内	有	無
3	C	同 西室内	有	無
4	D	同 上	有	無
5	E	浦添ようどれ英祖王陵内	無	無
6	F	同 上	無	無
7	G	同 上	無	無
8	H	同尚寧王陵内	無	無
9	I	伊是名玉御殿東室内	有	刻文
10	J	同 上	有	無
11	K	小禄墓内	有	刻文
12	L	天山墓外	不明	

その中に「量からして二体分」の遺骨があり、うち一体は「六二才より若い」男性、残り一体は「女性」と推定している。C石棺については、尚円王の長女月清とし、棺中より「女性で年令は二〇〜三〇才代」とみられる遺骨一体分が確認されたとしている。また、B石棺については、「この厨子は東室尚円王厨子〔A石棺のこと〕に次ぐ逸品で、いずれ名のある人のために作られたものであろう。あるいは尚真王のものであっただろうか」と注記しているが、D石棺については単に「尚円王妃うきやかのものか」とコメントするにとどまっている。B、D石棺とも石棺内の遺骨に関する注記がみられないので、おそらく両石棺中にはすでに被葬者の遺骨は存在しないのであろう。A石棺を尚円王の石棺とすると、彼の童名を「思徳金」、神号を「金丸

の時代に書かれた可能性がきわめて高い、という考えをおかざるをえない。このことを念頭におくならば、「まさか後世において、陵墓の石棺に『王』とされていたのを『公』と書き改めたものとは思えない」、という仲松弥秀の主張が提起されること自体不可解というべきであろう。仲松の主張を成り立たせるためには、少なくとも古琉球においてもまた墨書銘の入った石厨子が存在したことを立証する必要がある。

四 輝緑岩製石棺の意味

争点を別の角度から検討するために、石厨子そのもののはらむ問題もとりあげておきたい。

『工事報告書』に収録された歴代国王の石厨子の写真を見て誰しも首をかしげるのは、予想に反して各王の石厨子が「粗末」であるということではないだろうか。王国最盛期の王であったはずの尚真や尚清の石厨子はどうしてこのように「見すばらしい」のか。玉御殿の豪壮さに比べても不可解であり、また、彼らの治世中の諸造営事業の華麗さを念頭においても理解に苦しまざるをえない。各王の眠るといふ墨書銘の入った石灰岩製厨子の「見すばらしさ」に反して、墓内に安置されている四基の輝緑岩製石棺はなんとまたみごとなものなのだろうか——この素朴な疑問から出発しなければならぬと思う。

問題の所在を明らかにするために、輝緑岩製石棺について考えてみよう。

表11に示したように、輝緑岩製石棺は現在のところ一二基確認されている。そのうち四基は有銘、七基は無銘、残り一基は台座のみなので不明であるが、何故にこうした有銘・無銘の区別があるのかは今後究明すべき課題として残

される。それはともかく、四基の有銘石棺の銘文すべてが刻文である点は再度確認しておきたい。

この輝緑岩製石棺は、多くの研究者が指摘しているように尚真・尚清両王の治世を中心とする十五世紀〜十六世紀中期の製作と考えられる。一二基のうち四基は玉御殿にあり、うち二基は有銘（刻文）の石棺であるが、A石棺の左柱には「首里おとんのをもちかなし」、右柱には「おともいきよかねの御物」と刻まれている。C石棺の左柱には「きこへ大きみあんし」、右柱には「をとちとのもちかね御物」と刻まれている（『工事報告書』）。

『工事報告書』は、後世にそう入された陶製誌板の記述などを参照して、A石棺を尚円王を収めた石棺と断定し、その中に「量からして二体分」の遺骨があり、うち一体は「六二才より若い」男性、残り一体は「女性」と推定して

按司添末統之王仁子」と伝える『中山世譜』の記事と符号しないという問題が残る。しかも、遺骨の状況から被葬者が男女各一名だという問題もある。C石棺は、『工事報告書』が指摘するように、初代の聞得大君といわれるオトチトノモイカネを収めたものと考えてまずさしつかえないと思う（A、C石棺の銘文に登場する「御物」という表現はI石棺にもみられるが、ようするにその人物を被葬した石棺のことを指す文言である）。B石棺を「あるいは尚真王のものであったらうか」としたのは、その石棺が逸品であるからという理由からのものであるが、まだ推測の域を出ていない。それに、玉御殿には表10に示したように、「尚円公のおもいくわおきやかもしかなし法名尚真公」と墨書で書きこまれた石灰岩製石厨子が厳然と存在するのであり、それとB石棺との関係について明らかにしなければならぬのではないか。そうしなければ、玉御殿内には尚真王の収まった二つの石厨子があるということになってしまう。

疑問はまだある。①尚真王の妹オトチトノモイカネの被葬される石棺が輝緑岩製のりっぱなものであるのに対し、彼女と同時代の人物で、しかも王国最盛期を現出したはずの絶対者尚真王の被葬される石厨子が「粗末」な石灰岩製であるというのも奇妙である。②A石棺を仮に尚円王の石棺とすると、なぜその中に今一人女性の被葬者が存在するのだろうか。③一体、B、D石棺にはそもそもいかなる人物たちが被葬されていたのだろうか。

①の疑問に関連して、『日記写』のオトチトノモイカネの項には「御世譜ニは玉御殿ニ御安葬之段相見得候へとも御銘書無之御厨子ニて候哉御厨子図帳□□御立不被成候処碑文記等ニも御安葬之段相見得申候」とある。つまり、『中山世譜』によれば玉御殿に安葬されたというが、あるいは無銘の石厨子がそれにあたるのだろうか、『御厨子図帳』にも記述がない、しかし、玉御殿の碑文を記す『碑文記』などには玉御殿に安葬とある、と評定所の役人はしたためているのである。この記述は全く意外というほかはない。なぜなら、墓内に「きこへ大きみあんし」とちとのいかね御物」と確かに刻まれたC石棺が存在したにもかかわらず、何故に『日記写』は「御銘書無之御厨子ニて候哉」と述べるのか、奇妙だからである。今後究明すべき疑問の一つであらう。

②の疑問は、一般的な葬制が石厨子一基に対し複数の人物を安葬するという点から説明できると思うが、③については『日記写』中の次の事実を紹介しておきたい。

尚真様御長女御神主湧川親方宅

一大さすかさ按司加那志

湧川親方先祖

見里王子朝易室

尚真様御四男喜屋武按司元祖

一こゑくの大按司加那志

一やまかわの按司加那志

御厨子記ニ相見得御世譜ニ御立不被

成何方之先祖共不相知

湧川親方先祖見里王子ニて御座候哉

一ミサとの按司加那志

右御四人唐黒石御厨子卷ニ御安骨

右の記述は玉御殿西室の被葬者の一部として記されたものであり、また、文中に「唐黒石御厨子」の表記が見えることなどから推して、表2のD石棺の被葬者のことを指していると思われる。つまり、D石棺Ⅱ輝緑岩製石棺Ⅱ「唐

黒石御厨子」の被葬者を評定所は佐司笠按司加那志マナベダル（尚真王長女）、越来按司マサプロカネ（同四男）、山川按司加那志（不明）、見里按司加那志（見里王子朝易か）の四人と考えていたのである。この記述が妥当なものであるかどうか、今後検討すべきだと思う。

このような問題状況をふまえたうえで玉御殿の石厨子をながめると、どうしても石厨子のたどった複雑な変化というものを想定しないではいられないのである。つまり、輝緑岩製石棺の用いられた後に石灰岩製石厨子がある時期から登場するようになったのか、それとも、輝緑岩製石棺と石灰岩製石厨子はともに同じ時期から用いられたものなのか、という論点の存在である。この問題は次のようにいえることもできよう。

一五〇一年に玉御殿が造営され、見上森陵から故尚円王が移葬された時、つまり玉御殿の歴史がスタートした時点において、墓内にはいかなる石棺が存在したのだろうか。やがて、玉御殿の碑文に規定された尚真王以下九人が死去した時、玉御殿にはどのような石厨子が用意されたのだろうか。尚清、尚元、尚永とつづく各王の時代にはどうであったのだろうか。新たな被葬者を迎え、墓口を何度も開けたはずの玉御殿に一体いつの時点から輝緑岩製石棺は加わったのか。また、石灰岩製石厨子はいつから安置されるようになったのか。

そこで気になるのは、表10の各王たち（尚真・尚清・尚豊）の石灰岩製石厨子がほぼ同形の石灰岩製石厨子であり、しかも尚真・尚清を除いては石厨子一基に整然と一人づつ安葬されていることであり、これに対して、四基の輝緑岩製石棺は、疑問つきのまま被葬者を正確に特定することもできず、そのうえになお、基本的には被葬者も複数であるとみられることである。両者を比較した時、どちらが古形を伝えると見るべきだろうか。私は輝緑岩製石棺のほうが石灰岩製石厨子に比べて玉御殿内では古いと考える。この理解は、先述したように刻文かそれとも墨書かという観点をも加味すると、いよいよ確定的とならざるをえないと思うが、いかがなものであろうか。

五 銘書の記述年代

以上の検討から、玉御殿内において各王の眠るといふ石灰岩製石厨子（少なくともその銘書）は、やはり後世にくられたものと見たほうがよいと思う。では、その時期はいつのことか、当然それが次に問題となろう。

浦添ようどれの尚寧王石厨子が一つの用途になると思われるが、残念ながら完形をとどめないで詳しい比較分析を加えることはできない。玉御殿の中から手がかりをつかむのが順当であろう。

そこで注目されるのは、尚豊王と尚賢王の石灰岩製石厨子である。尚豊王の石厨子には「崇禎十三年庚辰五月十八日ニおくり 弘光二年丙戌二日ニふねけらへ候」とあり、尚賢王の石厨子には「隆武三年丁亥九月卅日ニ御おくり 隆武七年辛卯四月廿三日ふねけらへ申候」とある。

周知のように、一六四四年に中国では明が滅び清が建国されたが、明の遺臣たちはなおも各地で兵をかまえ清に抵抗したため、いわゆる明清交替期の混乱を迎えることになる。察度以来進貢し、長期にわたって明との間に冊封・進貢関係を維持してきたところの琉球もまた、この明清交替期の混乱への対処を余儀なくされた。『歴代宝案』をはじめとする各種史料にこの時期の混乱の様を見出すことができるが、古典的研究としては石原道博『明末清初日本乞師の研究』（一九四五年）があるので参照せられたい。

本章のテーマとの関連で注目したいのは中国元号の問題である。つまり、清が建国されたため明元号から清元号への転換をおこなわざるをえなくなったわけであるが、その転換はいついかなる形で実施されたのか、という問題であ

る。細かい分析は割愛するが、王府の正史類、たとえば『中山世譜』などを見ると、崇禎十六年（一六四三）までは明元号、順治元年（一六四四）からは清元号を用い、あたかも当時から明清交替の時点に合わせて元号もまた明確に使い分けられたかのごとき印象を与えているが、実際はそうではなかった。その好例が尚豊・尚賢両王の石厨子である。

尚豊王の石厨子に「崇禎十三年庚辰五月十八日ニおくり 弘光二年丙戌二日ニふねけらへ候」とあるのは、崇禎十三年（一六四〇）に王を葬り、弘光二年（一六四六）に洗骨したという意味だが、ここで注意したいのは、崇禎十三年は明滅亡直前の年号だからよいとして、弘光二年という明遺臣政権（福王）の年号が用いられていることだろう。尚賢王の石厨子も「隆武三年（一六四七）丁亥」に王を葬り、「隆武七年（一六五二）辛卯」洗骨した、と同様に明遺臣政権（唐王）の年号を用いて書いてある。この事例は、明清交替期にもなる琉球の中国元号表記の混乱をそのまま反映したものだといえる。しかも、弘光は元年のみしか用いられないのに「弘光二年」と記し、隆武もまた元年のみ使用されたにもかかわらず「隆武三年」「隆武七年」などと用いていることである。

結論はおのずから明らかであろう。尚豊、尚賢両王の石厨子は、琉球が明清交替期の混乱に規定され、明遺臣政権の元号をなおも用いつづけ、やがて清元号へと完全に転換するまでの時期に製作され墨書されたところの石厨子なのである。このことから、一六五〇年代初期には石灰岩製で、しかも墨書で銘を書きこんだ石厨子がすでに玉御殿の中に収められていたことだけはまちがいない、との結論をひき出すことができる。この事実と尚寧王石厨子の例とを重ね合わせると、一六二〇年代には石灰岩製石厨子はすでに登場していたが、しかし墨書ではなく刻文であり、一六四〇～五〇年代の同形の石厨子では墨書銘が登場するようになっていた、とのおおよその目途をつけることができるのである。

以上のことをふまえたうえで次の点を確認すべきだろう。①尚真・尚清王以下、尚賢王までの石灰岩製石厨子が基本的に同形式であること、②尚賢王の銘書を除く尚真・尚清両王から尚豊王までの銘書が「〇〇公のおもいくわ・神号・法号〇〇公」という同一形式になっていること、③先述したようにその銘のすべてが墨書であること、④被葬者が不明もしくは疑問符つきのままである四基の輝緑岩製石棺がありながら、なぜか尚真・尚清王以下の各王の石灰岩製石厨子がきちんとそろっていること、⑤尚豊王までは「公」が用いられながら尚賢王からは「王」に表記が変わっていること、以上である。

右の点から、尚真・尚清王以下尚豊王までの各王の石厨子は、尚豊王の洗骨がおこなわれたという弘光二年（一六四六、尚賢王在位六年）頃にはすでに玉御殿内に存在したという仮定を導き出すことができる。これは下限である。上限は、刻文か墨書かという点を基準に考えると、尚寧王の死去年（一六二〇年）を想定できるように思う。つまり、尚真・尚清両王以下尚豊王までの石厨子銘書は十七世紀の二〇年代から四〇年代のある時期に成立した、と考えるのが妥当だと私は考える。

なぜ、この時期にこうした改変がおこなわれたのか、直接的な事情を示す史料は今のところ見当たらないが、時代的背景としては、梅木哲人、紙屋敦之、上原兼善らの一連の研究¹⁾で具体的に論じられているように、薩摩藩による琉球支配の確立期であることを念頭におく必要があるだろう。仲松が「琉球の政治的性格に大変化」があると指摘し、鎖国令の出たことを重視している時期にも相当するので、この論点については別稿で論じてみたいと考えている。